

2021年度(令和3年度)

人権教育・啓発事業実施計画  
(部局別概要)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

知事直轄組織（知事室長）

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送等による府民への人権啓発</li> <li>・ 府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請</li> <li>・ 外国籍府民（府内に在住する外国人）の支援</li> </ul>
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、企業・職場
	特定職業従事者等	メディア関係者等
	人権問題	外国人・全般

所管事務に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要である。</li> <li>・ 多文化共生社会の実現に向け、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを進めていくことが重要である。</li> <li>・ 日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、共に暮らしていくための教育・生活支援などが必要である。</li> </ul>
--------------	---

取組の方向 令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。</li> <li>・ 外国籍府民等の人権について、正しい理解と認識の浸透を図るため、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動をはじめ、国や市町村と連携しながら、効果的な啓発を推進する。</li> <li>・ (公財)京都府国際センターと市町村、国際化協会やNPO団体等と連携して、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援等に取り組む。</li> </ul>
----------------	---

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
広報課所管事業	メディア関係者等に対する働きかけ	府政記者に対し、個々の事案発生時などに、人権に配慮した取材・報道を要請		1
	きょうと府民だよりの発行	特集記事やシリーズ記事を掲載した「きょうと府民だより」を活用し、定期的・継続的な人権啓発を実施		1
	テレビスポット放送	府民生活の身近な場面を再現するCMを年間1本作成し、既に制作したCMとともに、時期にあったテレビ放送のスポット枠を活用した人権啓発を実施		2
	ラジオ番組放送〔きょうとほっと情報〕	「人権」に関わる月間、週間に合わせて、1分間の広報ラジオ番組（KBS京都）を放送		2
	ラジオ番組放送〔Meets the Kyoto〕	「人権」に関わる月間、週間に合わせて、約2分間の広報ラジオ番組（FM京都）を放送		3
	ラジオスポット放送	人権強調月間及び人権週間に、府民だよりの特集テーマと連動した内容の40秒のスポット番組（FM京都）を放送		3
	ラジオスポット放送	12月の人権週間をフォローする形で若年層に訴える内容の20秒のスポット番組（KBS京都・FM京都）を放送		4
	ラジオ番組放送〔京都トークRUN〕	人権強調月間に、府民だよりの特集テーマと連動した内容の約15分間のラジオ番組を放送		4
国際課所管事業	外国人住民に対する生活情報等の提供・相談の実施	外国人住民に対し、多言語で生活情報の提供及び相談を行う		5
	地域における日本語教育の推進	「地域における日本語教育推進プラン」に基づき、地域における日本語教育の取組を総合的に推進		6
	外国人住民に対する災害時支援体制の整備	（公財）京都府国際センターと協働で、外国人住民に対する災害時支援体制を整備		6
	外国人住民の生活環境の整備	外国人研究者・留学生等のための住居支援及び外国人住民に対する医療・教育情報等の提供		7
	多文化共生施策の検討	外国人住民が府内で生活する際の課題抽出やその解決のための施策等の検討		8

知事直轄組織（職員長）

所管事務	府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のため研修を実施
	◆センター研修
	・職務基本研修      ・実務支援研修      ・能力開発研修
	・特別研修              ・連携・協働研修      ・人権研修              等
	◆政策研究支援・大学連携
◆広域連合研修	
◆人事交流・派遣研修	

計画との関係	人権教育・啓発の場	職場
	特定職業従事者等	公務員（京都府職員）
	人権問題	人権の基本的な考え方及び同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、新型コロナウイルス感染症関連等、様々な人権問題

所管事務に関する課題認識	<p>京都府職員研修においては、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、</p> <p>① 人権問題を正しく理解し、常に人権を尊重して職務を遂行する職員</p> <p>② 地域社会におけるリーダー的存在として、人権問題に対して積極的な役割を果たすことができる職員の育成が重要である。</p>
--------------	--

取組の方向 令和3年度	<p>人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施する。</p> <p>また、職員の人権感覚や人権意識を向上させるため、各所属で実施する人権問題職場研修等の中で、国内・国際社会の現状を見据えて、時々の人権に関わる問題事象を題材として取り上げ、その背景や問題点に関する認識を深めるとともに、全職員が、研修の履歴や気づき等を記録する「人権研修ノート」を作成の上、活用していくものとする。</p> <p>なお、研修内容については、人権に関する法令等の趣旨を踏まえ、新たな人権課題に対しても、府職員が適切な理解と積極的な行動がとれるよう、研修科目や講師等を設定するとともに、参加者からのアンケートを参考にして、研修内容のさらなる改善を図っていくものとする。</p>
----------------	--

【知事直轄組織（職員長）】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研 修	センター研修	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集合研修とリモート研修を組み合わせ実施	9
	部局研修・職場研修	人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属ごとに実施		9
	聞こえのコミュニケーション研修（手話研修）	聴覚障害者との意思の疎通を円滑に行うため、手話に関する基礎的知識、技法を習得し、聴覚障害者問題に対する認識を深める		10
	参加研修（人権大学講座）	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための職場研修指導者に対する研修について、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加により実施		10
自己学習支援	自己学習支援	府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するための人権関係情報の提供		11

危機管理部

所管事務	消防職員など特定業務従事者に対する研修に関すること
------	---------------------------

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	消防職員
	人権問題	全般

所管事務に関する課題認識	<p>危機管理部では、人権が尊重される社会の実現に向けて、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の様々な人権問題について人権教育を行うことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府民の生命・財産を守る消防職員に対しては、人権問題について正しい理解と認識を習得させ、消防業務にあたる必要がある。</li> <li>・ 加えて、被災者や患者の人権尊重、プライバシーの保護等に向けた教育を充実させる。</li> </ul>
--------------	---

取組の方向 令和3年度	<p>人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。</p>
----------------	--

【危機管理部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修 : 人権全般	消防職員初任教育及び幹部教育	「消防学校の教育訓練の基準」に基づき、消防職員初任教育及び幹部教育で人権問題に関する研修を実施		12

総務部

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護の推進</li> <li>・ 北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について</li> </ul>
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	
	人権問題	社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる問題 さまざまな人権問題

所管事務に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官民を問わず、個人情報を含む記録媒体の紛失やメールの誤送信、ホームページへの誤掲載などによる個人情報の漏えい事案が見られる。</li> <li>・ 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に位置づけられている「北朝鮮当局による拉致問題等」を解決するためには、国民の関心をより一層喚起し、世論を高めていくことが重要。</li> </ul>
--------------	--

取組の方向 令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が行う個人情報保護法に基づく個人情報保護制度の啓発などに協力するほか、府の実施機関が保有する個人情報については、京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図る。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の個人情報の漏えい事案が全国的に散見されることから、事案発生都度、府の所管部局に対する注意喚起を行う。</li> <li>・ 拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。</li> </ul>
----------------	---

【総務部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
啓発 通年実施	個人情報保護推進事業	個人情報保護制度に係る啓発等の実施		13
	府公用封筒による啓発	府民が人権について気付き、考えるきっかけとするため府公用封筒に人権啓発標語を印刷		13
	北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業	国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進		14

政策企画部

所管事務	府政の総合的企画及び調整に関すること。
------	---------------------

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会
	特定職業従事者等	
	人権問題	全般

所管事務に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」では「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記している。また、令和元年10月に策定した新しい行政運営の指針「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」では、将来構想において「人とコミュニティを大切に共生の京都府」の実現を目指すとしたほか、基本計画において「人権が尊重される社会」を分野別基本施策の一つに掲げるなど、人権尊重の重要性を明確に位置づけたところ。</li> <li>・同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者、犯罪被害者等に対する人権問題等の様々な人権問題や社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題について、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発など、人権問題の解決に向けた施策を推進することが重要である。</li> </ul>
--------------	--

取組の方向 令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な人権問題の解決に向け、事業を所管する関係部局と連携して、成果（アウトカム）を重視した数値目標の評価や第三者への意見聴取などによる「京都府総合計画」の進捗管理や、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて検討を進めている戦略づくりを通じて、人権問題の解決など計画等の着実な推進を図る。</li> <li>・様々な人権問題に関して調査・研究を行う公益財団法人世界人権問題研究センターの活動を支援し、研究成果を広報誌や講座の開設等により、広く内外へ発信、還元することにより人権問題の解決につなげる。</li> </ul>
----------------	---

【政策企画部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
	公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成	公益財団法人世界人権問題研究センターの研究活動の充実を図るとともに、成果が府民に還元されるよう、助成を行う		15

府民環境部

所管事務	安心・安全なまちづくり、男女共同参画の促進、消費者教育・啓発をはじめとする府民生活に関すること
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	女性、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人等

所管事務に関する課題認識	<p>府民環境部では、人権が尊重される社会の実現に向けて①犯罪被害者等への支援に対する正しい理解と認識のための啓発や再犯防止施策の推進、②女性に関わる問題の認識と解決に向けた啓発、また③消費者被害防止のための教育・啓発が求められる。</p> <p>①犯罪被害者等支援については、府内全市町村において相談窓口が設置され、犯罪被害者等支援条例が制定されたが、支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた現状等に対する府民の理解を促すための広報啓発を進めていくことが必要である。再犯防止施策については、刑を終えて出所した人等を社会の一員として受け入れる地域社会の関心と理解を醸成することが必要である。</p> <p>②配偶者等からの暴力（DV）は犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者の多くは女性である。地域活動団体等と連携して、DVやいわゆるデートDV（恋人間での暴力）に関する啓発を行い、地域において暴力を許さない意識を醸成することが必要である。</p> <p>③高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質商法等の消費者被害対策については、関係機関とのネットワークづくりを進めながら、地域の見守り活動の強化を図るとともに、各地域においてきめ細かな啓発が必要である。</p> <p>また、成年年齢引き下げを見据え、若年者が消費者被害に遭わないための教育・啓発が必要である。</p>
--------------	--

取組の方向 令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体と連携・協働して取組を進めていく。</li> <li>・人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。</li> </ul>
----------------	---

## 令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
犯罪被害者支援	犯罪被害者等支援活動推進費	サポートチームによる総合的な支援、(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実		16
	通年実施	いのちを考える教室	犯罪被害者御遺族の生の話を聴き被害者等が犯罪から受けた様々な痛みや亡くなった家族に対する「思い」を感じることで「いのちの大切さ」や規範意識を育む	16
		ホンデリング・プロジェクト	不要となった本を寄贈し、その売却代金を犯罪被害者等支援活動に役立て、犯罪被害者等支援に対する職員の理解促進を図る	16
	イベント・事業開催	生命のメッセージ展in京都	社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに向けた機運の醸成を図るため、啓発イベントを実施	16
	研修事業	犯罪被害者等施策担当者市町村研修会	条例に基づく犯罪被害者等に対する総合支援体制構築の一環として研修を実施	16
刑を終えて出所した人等	通年実施	再犯防止施策の推進	再犯を防止しすることにより、府民が犯罪により被害を受けることを防止し、犯罪のない安心、安全なまちづくりを一層推進するため、刑を終えて出所した人等を社会の一員として受け入れる地域社会の関心と理解を醸成。	17
女性	通年実施	男女共同参画審議会開催費	「KYOのあけぼのプラン(第4次)ー京都府男女共同参画計画ー」に基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進	17
		京都ウィメンズベース事業費	オール京都体制で運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」を中心に、企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を支援	18
		女性活躍応援塾事業費	地域活動を始めたい女性や、地域活動を継続・発展させたい女性を対象にして女性活躍応援塾を開設し、様々な分野で活躍する女性リーダーを育成	新規事業 19
		マザーズジョブカフェ推進事業	子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援	19
		非正規雇用女性就労促進事業費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた非正規雇用の女性に対して、相談から就労までのサポートを実施	新規事業 20

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
女性	通年実施	保育ルーム設置促進事業	子育て中の乳幼児の保護者等の社会参画を促進するため、京都府が実施する講演会等に「保育ルーム」を設置		20
		男女共同参画センター運営助成事業	男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、京都府男女共同参画センターの運営及び相談事業等を助成		21
		情報提供事業	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等の充実		21
		女性相談事業	女性が抱える様々な問題解決のための女性に関わる問題全般、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施		22
		ドメスティック・バイオレンス対策事業	DVを防止するため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施		22
		高年齢者等雇用環境整備事業 (内職者団体補助)	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成		23
		地域団体育成事業	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワーク促進事業等に対して助成		23
	イベント・事業開催	KYOのあけぼのフェスティバル開催事業	男女共同参画に関する府民の意識の高揚を図るため、講演やワークショップ、バザール等を実施		24
		女性リーダー育成事業 (京都府女性の船事業)	府内の女性たちが男女共同参画について学習・交流を深めることを通じて女性リーダーを養成する研修を実施		24
消費者被害未然防止	消費者あんしんサポート事業		消費生活相談の迅速な解決に向けた市町村相談窓口支援や様々な団体と連携した地域での消費者見守り活動の強化等により、府民の安心・安全な消費生活を実現する。		25
		啓発事業の実施	見守り人材の養成や、地域の見守りの担い手による啓発を実施	イベント型の特殊詐欺等被害ゼロ・ミッション事業は令和2年度で終了し、地域での啓発活動を支援	25
			若年者を対象とした集中的な啓発や、悪質商法等による消費者被害防止対策を実施		25

府民環境部（人権啓発推進室）

所管事務	・ 人権啓発の総合企画及び調整
	・ 人権啓発の推進 ①幅広い府民啓発 ②人権啓発に関する指導的人材の養成

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	公務員（府職員・市町村職員）
	人権問題	全般

所管事務に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、啓発イベントや多様なメディアを活用した情報発信、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、啓発に触れる機会の少ない人たちに対しても、情報提供や啓発イベント等への参加を促し、より裾野を広げていく必要がある。</li> <li>・ 人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会的に弱い立場におかれた当事者が、差別・排除の対象とされことなく社会参加していくという視点と当事者が、自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点が重要であり、異なる文化や価値観を認め合い、様々な課題の解決に向けて自ら考え、積極的に行動しようとする意識の涵養を図る必要がある。</li> <li>・ 国や市町村などの関係機関、大学・NPO等民間団体と連携・協力し、府民に身近で親しみやすい啓発活動を展開する必要がある。</li> <li>・ 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法(いわゆる「人権三法」)など人権に関する法の周知や、新型コロナウイルス感染症による人権問題、インターネット社会における人権尊重、災害時の配慮等、顕在化してきている課題の状況を踏まえた取組を行う必要がある。</li> </ul>
--------------	---

取組の方向 令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い府民を対象とした啓発は、新聞、ラジオなど多様なメディアの活用、WITHコロナ社会に対応しWebとリアル開催を併用した啓発イベントの開催、大学生等が参画した啓発資材や人権啓発イメージソング等の活用を通じ、人権を考えるきっかけとなる啓発活動に取り組む。</li> <li>・ 地域で人権啓発の中心となる人材を養成するため、研修等の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、リモート研修や感染症対策を講じた講義型の研修、ワークショップなど参加型の研修等を実施し、自らの体験や意識の振り返り等を通じて、人権について考え、対話する機会づくりに取り組む。</li> <li>・ 国・市町村はもとより、人権問題に取り組むNPOや府内の大学等との連携・協働を進め、NPO等の柔軟な発想やノウハウ、学生の感性などを取り入れた啓発活動のほか、京都地方法務局や京都府人権擁護委員連合会と連携した適切な相談先選択のための仕組みづくり等に取り組む。</li> <li>・ 偏見や差別等による深刻な権利侵害に加え、昨年度からの新型コロナウイルス感染症による人権問題に対応していくため、相談体制の充実や教育・啓発に重点的に取り組むとともに、インターネット上の状況など、人権課題を取り巻く状況を踏まえながら、部局横断的な課題への対応等を進める。</li> <li>・ 人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を活用し、WITHコロナ社会におけるリモート研修等に活用できる人権研修用動画や資料の提供を図る。</li> <li>・ 各隣保館の実情に応じ災害時の避難所機能も含め必要とされる支援について、市町村職員と共に検討し、実践につなげる。</li> </ul>
----------------	--

【府民環境部（人権啓発推進室）】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
直接実施事業	広報宣伝	通年事業	人権啓発イメージソング活用事業	人権啓発イメージソングを歌い広めることにより、人権尊重精神の浸透を図る		26
		人権啓発に関するホームページ	府HP及び「京都人権ナビ」を通じ、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供	SNS版人権ナビ	27	
		啓発資料等作成・配布	啓発に使用する冊子、ポスター等の作成・配布	計画改定及び府民調査等の冊子作成	28	
	期間集中実施 (週間/月間)	街頭啓発	人権強調月間、人権週間に府内各地で街頭啓発を実施		29	
		新聞意見広告	憲法週間、人権強調月間、人権週間に新聞に広告を掲載		29	
		新聞意見広告〔人権口コミ情報〕	人権に関する有識者の解説記事を新聞に掲載		30	
		人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕「Voice To You」	音楽アーティストが人権にかかわるメッセージを発信するコーナーの放送		30	
		人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕「ほっかほか人権情報」	人権問題の解決に取り組むNPO等との対談により、問題の現状・課題等を発信		31	
	イベント等開催	京都ヒューマンフェスタ2021	人権問題について主体的に学ぶ機会を提供するため、親しみやすい人権啓発総合イベントを開催	リアルとオンライン開催併用	32	
		人権フォーラム	人権についての正しい知識を発信し、府民の人権意識の高揚を図るため、人権フォーラムを開催	リアルとオンライン開催併用	33	
		人権擁護啓発ポスターコンクール	小中高校生を対象とした絵画作品コンクールを実施		33	
	研修事業	人権啓発指導者養成研修会	人権啓発を企画・実施する指導的人材養成のための研修会を実施	リアルとオンライン開催併用	34	
		京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会	人権に関する相談担当職員の資質・能力の向上、相談機関の交流促進のための研修会を実施	リアルとオンライン開催併用	34	

【府民環境部（人権啓発推進室）】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
直接実施事業	相談窓口	人権問題法律相談 （京都府人権リーガルレスキュー隊）	差別的言動（インターネットを含む）等による人権侵害の防止・被害回復を図るための法律相談の実施		35
	他主体との連携による啓発	京都人権啓発行政連絡協議会事業	京都地方法務局が事務局の同組織の一員として、府内企業を対象とした研修会等を実施		35
		京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業	京都地方法務局が事務局の同組織の一員として、啓発活動を実施		36
		インターネット上の人権侵害等についての啓発	市町村と連携してインターネット上の人権侵害等についての府民講座（研修会）を開催		36
		性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会	行政や教育委員会、民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議において、LGBT等性的少数者の困難な状況や理解促進に関する研究会を開催		37
		頼れる隣保館づくり実践事業	隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走型支援を実施		37
市町村への財政支援等	人権啓発活動再委託事業	国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託		38	
	人権問題啓発補助事業	市町村等の人権啓発事業に対する財政支援（府単独補助）		38	
	地域交流活性化支援事業	市町村等が実施する隣保館等を活用した地域住民の交流促進事業への財政支援（府単独補助）		39	
	人権啓発地域活動事業	各広域振興局が人権強調月間、人権週間の機会に啓発事業を実施		39	

文化スポーツ部

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、医療関係従事者など特定職業従事者に対する研修などの実施</li> <li>・私立学校や宗教法人関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援</li> <li>・スポーツ及び生涯学習に関すること</li> </ul>
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校、地域社会
	特定職業従事者等	教職員・医療関係者
	人権問題	全般

所管事務に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校においては、各校（園）における人権教育の推進に向け、教職員の人権意識の向上を図る必要がある。</li> <li>・宗教法人関係者の研修会については、より多くの法人において人権問題の正しい理解と認識が深められるよう、参加者の増加を図る必要がある。</li> <li>・府民ひとりひとりの人権意識の向上のため、自主的な学習活動を支援することが必要である。</li> <li>・府立の大学においては、京都府公立大学法人中期目標に基づき、教育研究活動におけるハラスメント等の人権侵害の防止や業務遂行における人権尊重を徹底するとともに、人権や倫理に配慮した教育の充実を図る必要がある。</li> </ul>
--------------	--

取組の方向 令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育現場で人権教育に携わる小・中・高校の私立学校教職員を対象に実施した「人権教育に関する意識調査」の結果を踏まえ、各学校（園）の教職員に対する研修や配付資料の在り方について、改善を図り、人権問題全般のみならず、時宜にかなったテーマによる研修会の開催や、人権教育に活用してもらう資料の作成・配布を行う。</li> <li>・宗教法人関係者の研修については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。</li> <li>・府民が行う自主的な学習活動を支援するため、「京都府生涯学習・スポーツ情報」ウェブサイトにより各種講座情報を提供する。</li> <li>・府立の大学の教職員に対する研修では、学内の人権教育関係組織である協議会や委員会と連携をとりながら、時宜にかなったテーマを選定（府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などのテーマについても考慮）するとともに、多くの教職員等が参加できるよう日程にも配慮する。</li> </ul>
----------------	---

【文化スポーツ部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業以外	人権教育資料	人権教育資料の作成	私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として「人権教育資料」を作成・配布		40
	生涯学習	「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業	誰もが生涯学習に取り組みやすい環境を整備するため、生涯学習・スポーツ情報サイトにおいて多彩な生涯学習メニューを提供		40
	人権教育授業	人権教育授業 (医学部医学科)	府立医科大学医学科学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		41
		人権教育授業 (医学部看護学科)	府立医科大学看護学科学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		41
		人権教育授業 (府立大学)	府立大学学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		42
研修事業	教職員・社会教育関係職員	私立幼稚園人権教育研修会	各私立学校での人権教育に係る認識の高揚、指導力の向上、指導内容の充実を図る研修会を実施		42
		私立小・中・高等学校人権教育研修会			43
		私立専修・各種学校人権教育研修会			43
		私立学校人権研修フィールドワーク (全校種対象)			44
	教職員人権啓発研修 (府立医科大学)	今日の人権状況にふさわしいテーマによる、教職員の意識の向上を図るための研修を実施		44	
	教職員人権問題研修・学習会 (府立大学)	大学職員自らが高い人権意識を持ち、人権教育に関する知識・技能を向上させるための研修会を実施		45	
	医療関係者	看護師新規採用者研修	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		45
		研修医オリエンテーション	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		46
	宗教法人関係者	宗教法人関係者人権問題研修会	宗教団体、宗教法人関係者の人権問題に対する理解の高揚と認識を深めることを目的として、研修会を実施		46

健康福祉部

所管事務

健康福祉部は、保健・医療・福祉など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。

計画との関係

人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園・認定こども園、地域社会、家庭
特定職業従事者等	医用従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、ハンセン病、感染症・難病患者等、さまざまな人権問題

所管事務に関する課題認識

- ・子どもや高齢者・障害のある方など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険に晒されるような事件が多発しており、すべての府民が安心・安全に生活できる社会の実現を目指して取組を進める必要がある。
- ・虐待、DV、ひきこもり、子どもの貧困等、様々な家庭の問題にシームレスに対応できる体制を強化し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進める必要がある。
- ・既に超高齢社会に突入していると言われるなど、高齢者の占める割合は上昇を続けており、高齢者が尊厳を保ちながらいきいきと暮らしていける社会をつくるため、高齢者の権利擁護とともに、家族介護者への支援や介護負担の軽減、医療体制の充実等の取組を進める必要がある。
- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いに支え合い、共に生き、自分の可能性を発揮できる共生社会を築くことを目指し、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」のもと、障害への理解促進や社会障壁除去のための合理的な配慮の実践等の取組を推進する必要がある。

取組の方向  
令和3年度

- (1) 少子高齢化の進展の中で生じてきている課題を把握し、制度の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養うとともに、府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。
- (2) 府民生活に関する諸課題は、様々な要因が複雑に関連していることも多く、縦割りの弊害を排し、課題に効果的に対応できるよう、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。
- (3) 健康福祉分野の関係団体職員やサービス従事者等が、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意欲の高揚や資質向上を目指す。

## 令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
研修事業以外	高齢者	看取りプロジェクト推進事業	住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、看取りに関する府民意識の醸成や看取りをサポートする人材を養成		47
		高齢者総合相談センターの運営	高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供		47
		認知症総合対策事業	認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への支援や居場所づくり等、認知症ケア体制の構築に関する事業を実施		48
		高齢者の権利擁護の推進	施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制の構築に関する事業の実施		49
	障害のある人	障害者の権利擁護の推進	障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制の構築に関する事業の実施		49
		発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費)	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施		50
		発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費)	発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助・人材育成、診療体制拡充		50
		障害者に対する理解と交流促進活動	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害者への理解促進や府民交流を目的とした各種事業の実施		51
		聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会作り推進事業	「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となんい人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等の実施		51
		精神障害者家族支援強化事業	精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう、精神障害者の家族支援や精神科病院入院患者に対する退院後の支援を実施		52
	子ども	児童虐待等総合対策事業 (オレンジリボンキャンペーン)	児童虐待防止月間(11月)における啓発活動(オレンジリボンキャンペーン)を展開して効果的な取組を実施		52

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業以外	女性	性被害者ワンストップ相談支援センター事業	行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者へ被害直後から心理的支援、法的支援等をワンストップで提供するセンターを設立し対応		53
	様々な人権	自殺防止総合対策事業	京都府自殺対策に関する条例及び平成27年12月に策定した京都府自殺対策推進計画に基づき、自殺予防対策を実施		54
	患者等	ハンセン病問題啓発事業	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動の実施		55
		エイズに関する普及啓発事業	京都府エイズ予防月間(12月)等における各種啓発活動の実施		55
研修事業	人権研修	健康福祉部人権問題職場研修・健康福祉部関係団体人権研修	健康福祉部及び関係団体職員に対し、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		56
	生活保護	生活保護関係職員研修	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		56
		生活保護査察指導員会議	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		57
	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員協議会代表者研修会	人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施		57
		民生委員・児童委員人権問題啓発研修会	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催		58
	社会福祉施設	社会福祉施設長研修会	社会福祉施設管理者の様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を実施		58
		社会福祉施設職員等研修	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		59
	介護職員等	京都府認知症介護に係る研修	認知症高齢者を介護する介護職員等に対して、高齢者の人権を基本とし、たとえ認知症になったとしても、できるだけ住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしが継続性のある支援の視点等を学ぶ。また、市町村における地域密着型介護施設の開設者・管理者・計画作成担当者等に対しても同様の研修を実施		59
	保育所	保育所職員研修事業	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		60

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業	児童施設	児童虐待総合対策事業 (市町村児童相談担当職員研修)	児童虐待防止の取組を推進するとともに、地域における様々な課題に対応できるよう、関係者の資質向上を図るための研修を実施		60
	保健福祉	保健福祉事業従事職員人権研修会	保健福祉事業従事者がさまざまな人権問題に対する認識・理解を高めるための研修を実施		61

商工労働観光部

所管事務	商業、工業及び観光等の府内産業の振興、雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整備を所掌し、府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図る
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	人権全般

所管事務に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となって人権の尊重される社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる役職員一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるよう、意識の向上を図る必要がある。</li> <li>・企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。</li> <li>・職場でのハラスメント防止及び女性、高齢者、障害者、外国人やLGBTの方等誰もが働きやすい環境づくりのため、企業経営者等に対する意識啓発、職場環境の改善に向けた支援が必要。</li> <li>・長時間・過重労働など違法な働き方を強いる企業に対するコンプライアンスの徹底、労働教育の充実と労働関係法の周知・啓発が求められる。</li> </ul>
--------------	--

取組の方向 令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・職場は、その活動等を通じ、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在であり、人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報などの適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう全役職員を対象とした人権教育・啓発を充実させるとともに、労働相談窓口を設置する。</li> <li>・企業・職場での人権侵害の防止や、能力・適性のみを基準とした公正な選考採用の徹底、企業内人権啓発推進員の設置促進、企業・職場における人権意識高揚のための取組を支援する。</li> </ul>
----------------	--

【商工労働観光部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接 実施 事業	広報・宣伝	公正採用選考啓発事業	職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施		62
	研修事業	企業内人権問題啓発セミナー	企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催		63
		企業・職場人権啓発推進事業	企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る		64
		府営工業団地立地企業人権研修	工業団地立地企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るための研修を実施		64
		シルバー人材センター人権研修	シルバー人材センターの職員及び会員に対し、差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る	新規事業	65
相談窓口	労働相談事業	解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、無料相談を実施	WEB相談を追加	65	
団体等への財政支援	府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業	工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象とした各工業センター等が実施する研修に対して補助金を交付		66	

農林水産部

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。</li> <li>・ 農村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。</li> </ul>
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業、職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	全般、女性

所管事務に関する課題認識	<p>農林水産部では 一人ひとりの夢や希望が地域で実現できる京都府をめざして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせ、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要</li> <li>②併せて、農村社会における幅広い世代の女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要</li> </ul>
--------------	---

取組の方向 令和3年度	<p>府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、女性の人権、子供の人権、障害のある方の人権、高齢者の人権、インターネット社会における人権など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、更に人権啓発の推進を図ることとする。</p> <p>また、農村社会における幅広い世代の女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、更に男女共同参画の推進を図ることとする。</p>
----------------	--

【農林水産部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接 実施 事業	研修事業	農林漁業関係団体職員人権啓発研修	農林漁業関係団体職員等の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図るため、研修会を実施		67
	啓発	農村女性育成事業	農村における女性の地位向上等を図るための啓発や女性の企業活動・社会参画活動の取組支援を実施		67
委託	啓発	京の農林女子力パワーアップ支援事業	女性農業者の農業経営能力のスキルアップのための講座等を開催		67
団体への財政補助		農林漁業関係団体役職員人権啓発研修費補助	農林漁業関係団体が実施する研修事業等に対しての財政補助を実施		68

建設交通部

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理</li> <li>■府営住宅の整備及びその管理</li> <li>■福祉のまちづくりの推進</li> <li>■建設業の許可</li> <li>■宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の登録 など</li> </ul>
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	高齢者・障害者・女性・外国人・同和問題

所管事務に関する課題認識	<p>■誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。</p> <p>■建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。 また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。</p> <p>■宅地建物取引業は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を担っていることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務の遂行に当たる必要がある。</p>
--------------	---

取組の方向 令和3年度	<p>■公共施設の整備に当たって、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、ユニバーサルデザインの重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。</p> <p>■建設業については、府北部・南部各1箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。</p> <p>■宅地建物取引業については、業界団体が通年実施している自主研修会や宅地建物取引士証の交付に係る法定講習会等の機会を捉え、さらには業界団体と合同で人権研修を実施することにより、関係者に対する啓発を行い、人権に関する理解を深めることとする。</p>
----------------	--

【建設交通部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業	建設業人権啓発研修	建設業者が人権に対する理解を深め、人権問題の解決に役立てることを目的に研修を実施（府内2か所）		69
	宅地建物取引業者人権啓発	宅建事業者や宅建取引士に対し、業界団体の会員研修会や資格更新講習の機会に人権啓発を実施	集合型研修を基本としつつ、必要に応じてWeb研修等で実施	70

教 育 庁

所管事務	<p>(学校教育) 学校等における人権教育の推進</p> <p>(社会教育) 府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚</p>
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	学校、地域社会
	特定職業従事者等	教職員・社会教育関係職員
	人権問題	全般

所管事務に関する課題認識	<p>平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」等、差別のない社会の実現を目指した法律及び「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、学校教育においては、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和問題（部落差別）など様々な人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。</p> <p>また、社会教育においては、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。</p>
--------------	---

取組の方向 令和3年度	<p>(学校教育) 教育活動全体の基盤に人権教育を位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、基礎学力の定着と希望進路の実現に努めるなど、一人一人を大切に教育の推進を図る。</p> <p>また、差別のない共生社会の実現を目指して、基本的人権の尊重や同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を養う。</p> <p>(社会教育) 様々な人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。</p>
----------------	--

【教育庁】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
重点施策	子どもの未来を守る事業	すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進。	まなび・生活アドバイザーの派遣回数拡充	71	
	いじめ防止・不登校支援等総合推進事業	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制の充実。	スクールカウンセラー等の配置・派遣の拡充	72	
学校教育	啓発等	人権教育資料作成 (人権学習実践事例集〈中学校編Ⅱ〉)	「人権学習資料集」(新版)をより効果的に活用し、各校の人権学習を充実させるため、「人権学習実践事例集〈中学校編Ⅱ〉」を作成・配布。	令和2年度は「人権学習実践事例集〈小学校編Ⅱ〉」を作成	73
		人権教育資料作成 (人権教育進路保障資料)	経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないよう、府の援護制度一覧を作成・配布。		73
		消費者被害の未然防止	令和4年4月からの成年年齢引き下げによる若年層の被害等の未然防止。		74
	事業	人権教育研究指定校事業	幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、成果を府内全体の学校に波及させる国委託事業。		74
		人権教育総合推進地域事業	学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を実施する国委託事業。	推進地域が八幡市に変更	75
社会教育	啓発等	人権教育推進事業 (学習教材・啓発資料整備)	人権教育の指導者用資料の整備及び生涯の各時期やあらゆる場面で使用できる学習教材や啓発資料等の整備を推進。	75	
	事業	森と小川の教室推進事業	障害のある子どもと障害のない子どもが共同生活を体験し、相互理解を深め支え合うことの大切さを学び、ノーマライゼーションの進展を図る。	76	

【教育庁】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
相談体制	トータルアドバイスセンター設置事業	学校教育・家庭教育についての悩みや不安を抱く幼児児童生徒、保護者、教職員等に対し、課題解決のための総合的な教育相談を実施。		77
研修事業	教職員研修事業	差別のない社会の実現を目指す法の目的・理念等や令和元年度実施の「人権教育に関する教職員の意識調査」を踏まえ、人権教育を進めていくための認識の深化と指導力向上を図るため、教職員に対し研修を実施。	リモート開催も検討	78
	学校における人権研修等			79
	人権教育推進事業 (人権教育指導者研修会)	社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る研修会を実施。	リモート開催も検討	80
	人権教育推進事業 (人権教育行政担当者等研究協議会)	各教育局において、関係機関との連携を図り、課題解決の方策についての研究協議の実施及び管内市町村の取組状況の情報交換を実施。		81

警察本部

所管事務	<p>【警務課】 職員の服務に関すること。 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p> <p>【教養課】 職場教養の調査、研究及び企画に関すること。</p> <p>【少年課】 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。</p> <p>【サイバー犯罪対策課】 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。</p> <p>【捜査第一課】 性犯罪の捜査に関する指導、教養及び調整に関すること。</p> <p>【警察学校】 初任科生及び初任補修科生の教育訓練に関すること。</p>
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場、学校、地域社会
	特定職業従事者等	警察職員
	人権問題	人権全般、障害のある人、犯罪被害者等、子ども、社会情勢の変化（職場環境、インターネット）

所管事務に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察職員の職務は、国民の権利・自由を守るという立場にあり、いろいろな場面で「人権」に深く関わっている。</li> <li>警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、適切な府民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への尊重に重点をおいた教養の充実が求められている。</li> </ul>
--------------	--

取組の方向 令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」（平成12年国家公安委員会規則第1号）に基づき、職務倫理に関する教育を警察教養の最重点項目に掲げ、職場や警察学校における教養等あらゆる機会を捉えて人権教育を行っているが、今後もより一層、人権に配慮した適切な職務執行を期するための教養を推進していく。</li> <li>障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65条）に基づき、障害を理由とする差別を解消し、適切な警察活動を期すための教養を推進していく。</li> </ul>
----------------	---

【警察本部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修	人権全般	職務倫理教養	全ての職員を対象に、各所属において人権に配慮した警察活動の推進を図るため人権に関する研修、講演、グループ討議等を実施		82
		採用時における人権教育	新規採用された職員を対象に、社会人として必要な人権に対する認識の浸透を図るため、様々な人権問題に関する講義、高齢者疑似体験、社会福祉施設の見学等を実施		82
	障害のある人	聞こえのサポーター養成講習会	幹部職員等を対象に、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を図るため、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会職員を講師とした聴覚障害概論、手話実技、難聴体験等に関する講習を実施		83
	社会情勢の変化（職場環境）	所属ハラスメント相談員研修会	各所属のハラスメント相談員を対象に、職場におけるハラスメントの潜在化防止等のため、ハラスメント相談受理・報告要領、事例検討等に関する研修を実施		83
	犯罪被害者等	ブロック別犯罪被害者支援担当者研修会 死傷者多数事案被害者支援担当者研修会	本部及び警察署の被害者支援要員を対象に、犯罪被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図るため、具体的な支援要領等に関する研修を実施	・同時開催を検討 ・Web会議システムの利用を検討	84
		被害者支援巡回教養	犯罪被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図るため、本部犯罪被害者支援担当者が警察署を巡回し、犯罪被害者等に対する具体的な支援要領等に関する教養を実施		84
		新規性犯罪指定捜査員等研修会	新たに性犯罪捜査員として指定された女性警察官を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、被害者支援等に関する研修を実施		85
		性犯罪捜査専科	警察署の性犯罪捜査員を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、被害者支援、客観的聴取技法等に関する教養（警察学校における5日間の教養）を実施		85

【警察本部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修以外	子ども	児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応	児童虐待、性的搾取、いじめ等から子どもの人権を守る取組を推進するため、臨床心理士による少年相談及び少年心理分析並びにスクールサポーターによる関係機関、団体等と連携した非行防止教室、立ち直り支援等を実施	リモートによる実施方法を検討	86
	社会情勢の変化(インターネット)	サイバー犯罪被害等防止に関する講演活動	府民のネットトラブル対応能力向上のため、京都府警察ネット安心アドバイザーを講師とした講演及びタブレット端末を使用した体験型講座を実施		86

2021年度(令和3年度)

人権教育・啓発事業実施計画  
(個別事業)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

## 目 次

▪ 知事直轄組織（知事室長）	1
▪ 知事直轄組織（職員長）	9
▪ 危機管理部	12
▪ 総務部	13
▪ 政策企画部	15
▪ 府民環境部	16
▪ 府民環境部（人権啓発推進室）	26
▪ 文化スポーツ部	40
▪ 健康福祉部	47
▪ 商工労働観光部	62
▪ 農林水産部	67
▪ 建設交通部	69
▪ 教育庁	71
▪ 警察本部	82

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
メディア関係者等に対する働きかけ		随時	府政記者等に対し、個々の事案発生時など、人権に配慮した取材・報道を要請する。 〔対象者及びその数〕 府政記者クラブ加盟16報道機関
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	メディア関係者等		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
きょうと府民だよりの発行		8月 (人権強調 月間)  12月 (人権週間)  ほか	府政広報紙による人権啓発を実施する。 〔内 容〕 ・8月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・12月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・他月号：人権にかかわりのある記事（コラム）を掲載  〔数 量〕 毎月 1, 220, 000部 (別途文字拡大版 800部・点字版 250部、テープ版・デイジー版（CD）420本)
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
テレビスポット放送		5月 (憲法週間) 8月 (人権強調月間) 9月 (就職採用選考) 12月 (人権週間) 3月 (就職)	人権問題に関するスポット放送を行う。  [放送局] KBS京都  [放送内容] 各実施月に応じて構成した30秒スポット
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [きょうとほっと情報]		5月  8月  9月  12月	広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送する。  [放送局] KBS京都  [放送内容] 各実施月に応じて構成
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [Meets the Kyoto]		8月 12月	ラジオ番組内において人権月間・週間をお知らせする内容を放送する。  〔放送局〕 エフエム京都  〔放送内容〕 人権強調月間及び人権週間に京都府の取組等を広報
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		8月 12月	人権問題に関するスポット放送を行う。  〔放送局〕 エフエム京都  〔放送内容〕 各実施月に応じ、時宜に応じた内容で構成した30秒スポット
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		12月	<p>人権問題に関するスポット放送を行う。</p> <p>〔放送局〕 KBS京都 エフエム京都</p> <p>〔放送内容〕 人権週間をフォローする形で、若年層に訴える内容の20秒スポット</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [京都トークRUN]		8月	<p>広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送する。</p> <p>〔放送局〕 KBS京都</p> <p>〔放送内容〕 人権強調月間に京都府の取組等を広報</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
外国人住民に対する生活情報等の提供・相談の実施		通年	<p>○外国人住民総合相談窓口の運営 「京都府外国人住民総合相談窓口」（令和元年6月開設）において、外国人住民に対する生活情報の提供・相談を実施する。また、外国人住民が増加している市町村を中心に出張相談を実施する。 （対応言語）日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語、ロシア語、マレー語、シンハラ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語 全20言語</p> <p>○多言語による生活情報等の提供 ①府のホームページによる発信（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、やさしい日本語） ②メールマガジン「Kyoto Prefecture Monthly News」（英語版）の発信（1回/月） ③留学生スタディ京都ネットワークのポータルサイトにより、留学生支援情報を発信</p> <p>○やさしい日本語の活用・普及促進 外国人住民とのコミュニケーション手段として有効な「やさしい日本語」の行政機関での活用と府民への普及を促進</p> <p>○府庁舎における多言語対応の推進 外国人住民への円滑な多言語対応のため、オンライン通訳サービス等を導入</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約6万人）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
地域における日本語教育の推進		通年	<p>〔目的・概要〕 「地域における日本語教育推進プラン」（令和元年12月策定）に基づき、地域における日本語教育の取組を総合的に推進する。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約6万人）</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室空白地域における新たな教室の開設支援</li> <li>・初期日本語教育等の広域的な展開のための研修機会の提供</li> <li>・府、市町村、地域日本語教室、企業等が参加する意見交換会の実施</li> <li>・日本語教育の推進に取り組む市町村の支援（きょうと地域連携交付金）等</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国人住民に対する災害時支援体制の整備		通年	<p>〔目的・概要〕 （公財）京都府国際センターと協働して、行政機関、市町村国際化協会やNPO団体と連携し、外国人住民に対する災害時支援体制を整備する。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約6万人）</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時多言語支援センター開設・運営支援</li> <li>○災害時支援ワーキング会議、防災訓練</li> <li>○災害時外国人サポーター（（公財）京都府国際センターボランティア）等の募集・登録・研修</li> <li>○外国人のための防災ガイドブックの作成・配布 （作成言語）やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語 （配布場所）府内市町村、地域の日本語教室、市町村国際化協会等</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
外国人住民の生活環境の整備		通年	<p>○外国人研究者・留学生等のための住居支援</p> <p>1 留学生寮の運営 「きょうと留学生ハウス」や「きょうと留学生オリエンテーションセンターさつき寮・みずき寮」に「留学生オリエンター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</p> <p>2 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施</p> <p>3 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供</p> <p>○外国人のための医療ガイドブック 外国人が日本の病院にかかる際に役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を作成し、ホームページに掲載 （作成言語）やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語</p> <p>○外国につながりをもつ子どもへの教育支援（（公財）京都府国際センター実施事業） 多言語資料等の提供及び教員、支援者、ボランティアを対象とする研修会</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
多文化共生施策の検討		通年	外国人住民が府内で生活する際の課題抽出やその解決のための施策等について、外国籍府民共生施策懇談会、産学公連携海外人材活躍ネットワーク、京都府外国人材受入れ・共生施策推進本部会議等において検討。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（職員長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要			
センター研修		随時	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施 〔内容〕			
新規・継続等	継続		対象者	テーマ	講師	方法
担当課(室)	職員研修・研究支援センター		採用年次・職務等で指定する職員 約840名	人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等	学識経験者 NPO法人等の 役員 府職員 等	講義・講演 ワークショップ フィールドワーク等  ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集合研修とリモート研修を組み合わせで実施
人権教育・啓発の対象・手法等			人権問題職場研修指導者・主任(新任) 約60名	人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等		
人権教育・啓発の場	企業・職場		全職員 約1,400名	人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題		
特定職業従事者	公務員					
推進方策						
解決に資する人権問題等						
人権全般						

事業名		実施時期	概要			
部局研修・職場研修		随時	人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属ごとに実施			
新規・継続等	継続		対象	全職員	(㊸実績 4,571名)	
担当課(室)	各部局主管課等		実施	各部局		
人権教育・啓発の対象・手法等			テーマ	人権尊重の理念、様々な人権問題、人権に関わる問題事象 等		
人権教育・啓発の場	企業・職場		講師	学識経験者、府職員 等		
特定職業従事者	公務員		方法	講義・講演、ワークショップ、体験学習、グループ討議 等 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集合研修とリモート研修を組み合わせで実施		
推進方策						
解決に資する人権問題等						
人権全般						

【知事直轄組織（職員長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
聞こえのコミュニケーション研修(手話研修)		1月～2月	<p>聴覚障害者との意思の疎通を円滑に行うため、手話に関する基礎的知識、技法を習得し、聴覚障害者問題に対する認識を深める。</p> <p>対 象 府民対応が多い職場の職員等（②実績 11名）</p> <p>内 容 手話の基礎知識、聴覚言語の基礎知識、聴覚障害者のくらし、手話実技</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
参加研修（人権大学講座）		7月～1月	<p>人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための職場研修指導者に対する研修について、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加により実施</p> <p>対 象 人権問題職場研修指導者（②実績 137名）</p> <p>内 容 講義、対談、ワークショップ</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（職員長）】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
自己学習支援		随時	府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するための人権関係情報の提供  対 象 全職員 内 容 センター実施の人権問題研修講演録等の職員ポータル「職員研修・研究支援」コーナーへの掲載
新規・継続等	継続		
担当課(室)	各部局主管課等		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【危機管理部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
消防職員 初任教育 消防職員 幹部教育			<p>・新たに消防職員に採用された者（京都市及びその他市町村等消防職員）に対して、人権問題について正しい理解と認識をさせるとともに、各種消防業務で適切な対応を行えることを目的とする教育を実施する（予定）。 ※京都市消防学校との共同で実施予定</p> <p>・現任消防職員（京都市消防職員を除く）を対象とした幹部教育（中級幹部科）については、上記と同様に実施予定</p> <p>〔内 容〕            ア 日時等            (ア) 消防職員初任教育 令和3年4月～9月予定（講義時間数未定）            (イ) 消防職員幹部教育中級幹部科 令和3年11月予定（講義時間数未定）            イ 種 別：講義形式等            ウ 議題等：未定            エ 会 場：京都府立消防学校（京都市消防学校）</p> <p>〔対象者及びその数〕            ア 新たに消防職員として採用された者を対象とするもの（約90名）                （内訳）京都市消防職員：約30名                      京都市以外の消防職員：約60名            イ 現任消防職員（京都市消防職員を除く）を対象とするもの（約16名）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立消防学校		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	消防職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【総務部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
個人情報保護推進事業		随時	(1) 事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発等の実施  (2) 内 容 ○事業種別 啓発・研修等 ○テーマ等 ①府ホームページ等における啓発 ②府の担当者に対する京都府個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱いについての研修（約250人） ③府内大学における京都府の個人情報保護制度についての講義（約100人）
新規・継続等	継続		
担当課(室)	政策法務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(個人情報)			

事業名		実施時期	概要
府公用封筒による啓発		通年	(1) 事業の目的・概要 府民が人権について気付き、考えるきっかけとするため、府公用封筒に人権啓発標語を印刷 (2) 内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 【標語】「知ろう守ろう考えようみんなの人権」 ○事業規模 府公用封筒（約50万通） ○対 象 府民等（不特定多数）
新規・継続等	継続		
担当課(室)	入札課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【総務部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業等		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。</p> <p>(2) 事業種別 広報・啓発</p> <p>(3) テーマ等 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）における啓発活動 ・ 府庁において啓発パネルを展示 ・ 府庁旧本館をブルーにライトアップ ・ 府民だより、ラジオ等による周知 ・ 法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示</p> <p>2 その他 ・ 人権強調月間にあわせて4 総合庁舎において啓発パネルを展示 ・ 「京都ヒューマンフェスタ」において啓発パネルを展示 ・ 国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・ 府ホームページによる周知</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	総務調整課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権問題			

【政策企画部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成		通年	<p>公益財団法人 世界人権問題研究センターの運営に対して助成する。</p> <p>〔センターの目的〕                      人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。</p> <p>〔センターが行う主な事業〕                      (1) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進                      (2) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供                      (3) 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等                      (4) その他法人の目的の達するために必要な事業</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	企画総務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者支援活動推進費		通年	<p>社会全体で犯罪被害者等をサポートできる環境作りを推進するため、サポートチームによる総合的な支援と併せ、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上（R2実績7回）                      犯罪被害者等施策担当者研修会                      対象者：市町村担当者等（各市町村1名×26市町村など）</p> <p>②犯罪被害者等への理解を促進するための広報啓発                      ・生命のメッセージ展（11/21京都テルサで開催）（R2実績220人）                      対象者：京都府民                      ・ホンデリング・プロジェクト                      犯罪被害者等支援に係る理解の促進と意識の向上を図ることを目的に、府職員や府民から書籍等を募る。寄贈された書籍等を専門業者に売却し、売却代金を（公社）京都犯罪被害者支援センターに寄附する。                      （R2実績 寄付点数6,425点、寄附金額239,779円 R2年9月末現在）</p> <p>③中高生等を対象とした「いのちを考える教室」の実施（R2実績3校）                      対象者：府内の中高生、保護者、教職員</p> <p>④公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【府民環境部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
再犯防止施策の推進		通年	<p>京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例、再犯の防止等の推進に関する法律等に基づき策定した「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に基づき、再犯防止施策を推進し、刑を終えて出所した人等を地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、再犯防止施策に対する府民の理解を深める取り組みを進め、刑を終えて出所した人等が罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進める。</p> <p>①互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために 再犯防止に対する府民理解を促進する広報啓発ハンドブックを活用した啓発事業や、再犯防止啓発月間（7月）における広報の実施</p> <p>②非行少年等への支援 非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による支援 等</p> <p>③関係機関と連携した福祉施策 地域生活支援定着センターでの支援、薬物依存を有する者への支援 等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			

事業名		実施時期	概要
男女共同参画審議会開催費		通年	<p>京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KYOのあけぼのプラン（第4次）－京都府男女共同参画計画－」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会の開催</li> <li>・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催</li> <li>・男女共同参画に関する意見交換会の開催</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都ウィメンズベース事業費			<p>「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援する。</p> <p>1 京都ウィメンズベース概要</p> <p>(1) 開設日時・場所 平成28年8月26日開設、京都御池第一生命ビル8F</p> <p>(2) 運営主体・事務局 輝く女性応援京都会議（事務局：京都労働局・京都府・京都市・京都商工会議所）</p> <p>(3) センター長 中西 たえ子（京都商工会議所女性会直前会長）</p> <p>2 実施事業</p> <p>(1) 「女性活躍・WLB企業応援チーム」による中小企業支援 社会保険労務士やキャリア・コンサルタントの資格を持つ「女性活躍・WLB推進マネージャー」により構成される「女性活躍・WLB推進企業応援チーム」が、中小企業に対して、「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の策定と実行、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証の取得に向けた取組を支援。</p> <p>(2) 京都ウィメンズベース・アカデミー 企業や社員が、研修・交流・政策立案・実践を行う場として、「京都ウィメンズベースアカデミー」を運営し、経営者、管理職・人事担当者、女性社員、学生等あらゆる層を対象とした女性人材育成研修を実施。</p> <p>(3) 輝く女性応援京都会議の運営 平成28年3月に策定した「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討等を行う。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
女性活躍応援塾事業費		通年	<p>地域活動を始めたい女性や、地域活動を継続・発展させたい女性を対象にして女性活躍応援塾を開設し、様々な分野で活躍する女性リーダーを育成する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①女性活躍応援塾の運営               <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験豊富な女性活躍プロデューサーによる伴走支援のもと、塾生毎の活動の習熟度に合わせて、修得・実践・発展の3ステップで段階に応じて地域活動への参画を支援</li> <li>・地域のラジオ局やホームページ等で塾生自らが活動を発信する場を提供</li> </ul> </li> <li>②輝く女性応援補助事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動を始めたい女性や、地域活動を継続・発展させたい女性を対象に、地域活性化等の取組を支援【補助率：2/3 補助上限：300千円】</li> </ul> </li> </ul>
新規・継続等	新規		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
マザーズジョブカフェ推進費		通年	<p>子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談や保育相談の実施</li> <li>・就職活動中で保育を必要とされる方への一時保育</li> <li>・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施</li> <li>・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施</li> </ul> <p>〔対 象〕</p> <p>京都府民（女性）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
非正規雇用女性就労促進事業費		通年	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で特に非正規雇用の女性の解雇・離職が増加する中で、「働きたいのに働けない」「働くことを仕方なく諦めた」といった方への相談から就労までのサポートを実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労相談体制の拡充</li> <li>・ ニーズに応じた就労支援</li> </ul> <p>〔対 象〕</p> <p>京都府民（女性）</p>
新規・継続等	新規		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
保育ルーム設置促進事業費		通年	<p>子育て中の乳幼児の保護者が安心して積極的に社会活動に参加することができるようにするため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、免許更新、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育の申込みを受け付け実施。（民間主催事業は対象外）</li> <li>・ 対象年齢 生後6ヶ月～就学前</li> <li>・ 対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保。</li> </ul> <p>〔対 象〕</p> <p>各イベント参加者</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
男女共同参画センター運営助成費		通年	府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成を行う。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
情報提供事業費		通年	<p>京都府男女共同参画センターの情報提供機能等を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、HP、メールマガジン等）</li> <li>・男女共同参画に関する資料等の収集、発信</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
女性相談事業費		通年	<p>女性が抱える様々な問題解決のための女性に関わる問題全般、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談(夫婦、親子関係、地域の間人間関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談 電話、面接：各週2回実施)</li> <li>・労働相談(待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談電話、面接：各週4回実施)</li> <li>・女性のための法律相談(DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談 面接：月2回実施)</li> <li>・女性のためのカウンセリング(性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート 面接：週1回実施)</li> </ul> <p>〔会 場〕 京都府男女共同参画センター</p> <p>〔対 象〕 京都府民</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
ドメスティック・バイオレンス対策事業費		通年	<p>DV(ドメスティック・バイオレンス)を防止をするため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中啓発活動の実施</li> <li>・啓発、相談、保護・自立支援等に係る関係団体で構成する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の開催</li> <li>・被害者自立支援グループワーク</li> <li>・被害者支援のための加害者更生プログラム</li> <li>・啓発講座</li> </ul> <p>〔会 場〕 京都府男女共同参画センターほか</p> <p>〔対 象〕 京都府民</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
高年齢者等雇用環境整備事業費 (内職者団体補助)		通年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成する。  〔助成対象〕 2市
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
地域団体育成費		通年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成する。  〔助成対象〕 5団体
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
KYOのあけぼのフェスティバル開催費		11月 (予定)	<p>多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画を推進する。</p> <p>また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>〔内 容〕 ・講演、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与</p> <p>〔会 場〕 京都テルサ（予定）</p> <p>〔対 象〕 京都府民等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
女性リーダー育成事業費 (京都府女性の船事業)		未定	<p>地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成する。</p> <p>〔内 容〕 事前研修、現地研修、事後研修 (講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との交流等)</p> <p>〔訪問先〕 未定</p> <p>〔対 象〕 京都府内に居住又は勤務する概ね20歳以上の女性を募集</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民環境部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
消費者あんしんサポート事業		通年	<p>消費生活相談の迅速な解決に向けた市町村相談窓口の支援や様々な団体と連携した見守り活動の強化等により、府民の安心・安全な消費生活を実現する。</p> <p>【内容】</p> <p>①見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施            (R2実績) イベントの実施：府内7箇所を実施 参加者計4,327名            見守り人材養成：府内8箇所を実施 参加者計191名(2月10日時点)、DVDの送付</p> <p>②若年者を対象とした集中的な啓発や、悪質商法等による消費者被害防止対策を実施            (R2実績) 消費者教育教員研修出講 3回            啓発動画、リーフレットの作成</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	消費生活安全センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
高齢者			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発イメージソング活用事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 世界人権宣言65周年記念として平成25年に制作し、「いじめや虐待などをなくし、お互いを支え合うことの大切さ」を訴える京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」と、平成28年に制作した子ども向け京都府人権啓発サブソング「えがおのおくりもの」を歌い広める活動を通して、人権尊重精神の浸透を図る。</p> <p>(2) 内 容 ◆『「世界がひとつの家族のように」広め隊』の活動 〔事業種別〕 イベント開催・動画撮影（配信） 〔対 象 者〕 一般府民 〔内 容〕 『「世界がひとつの家族のように」広め隊』によるイメージソングPRイベントの実施や動画撮影（配信）等 ◆人権啓発ユニット派遣事業 〔事業種別〕 他主体との連携（イベント開催） 〔対 象 者〕 府内市町村 〔内 容〕 京都府人権啓発イメージソングなどのミニコンサートや紙芝居・映画の上映等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等		
	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発に関するホームページ		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、府ホームページ及び人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」で、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対 象 者〕 一般府民（主に府内各職場の研修指導者等を想定） 〔掲載内容〕 ◆府ホームページ ①京都府人権教育・啓発推進計画（第2次:改定版） ②京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況 ③令和2年度府民調査結果 ◆人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」（SNS版京都人権ナビの構築） ①人権啓発事業、関係する市町村行事等の案内 ②人権に関する法律・制度等の紹介 ③人権啓発資料の紹介 ④相談窓口案内 ⑤京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、コンクール、ラジオ等） ⑥人権啓発イメージソング（歌の紹介、広め隊の活動等） ⑦リモート研修等に活用できる人権研修用動画や資料</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要			
啓発資料等作成・配布						
新規・継続等	継続(一部新規)	名称	内容	数量	配布(掲出)計画	作成(配布)時期
担当課(室)	人権啓発推進室	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)	令和3年3月に改定した計画の冊子及び概要版冊子の作成	冊子 5,000 概要版 30,000	・府職員等 ・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	4～5月
人権教育・啓発の対象・手法等						
人権教育・啓発の場		京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)に関する府民調査	令和2年11月～12月に実施した府民調査に関する報告書(冊子)及び概要版(パンフレット)の作成	冊子300 概要版 5,000	・都道府県、府内市町村、府関係施設 ・推進会議構成団体	6～7月
特定職業従事者		同和問題と人権(改訂版)	国の6条調査結果及び令和2年度に実施した府の府民調査結果を反映した冊子の作成	5,000	・府職員等 ・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	12月
推進方策	資料等の整備	ヘイトスピーチと人権(改定版)	ガイドライン等、府の取組の反映等	5,000	・府職員等 ・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	12月
解決に資する人権問題等						
人権全般		インターネットと人権の話(第4版)	国の動きや府の取組の反映等	5,000	・府職員等 ・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	12月
		性の多様性と人権	LGBT等性的少数者に関して府民の理解を促進する啓発冊子の作成	10,000	・市町村・府関係施設 ・性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会	4月
		人権ロコミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権ロコミ情報」を活用した啓発冊子	5,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	3月
		じんけんぬりえ	幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料の配布	6,500	・イベント・市町村 ・学校・幼稚園	4月
		啓発ポスター	「人権週間」(12月)に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用したポスター	2,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設 ・府内各駅等	11月
		人権カレンダー	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用したカレンダーの作成	3,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・障害児(者)施設 ・学校・入賞者	12月
		京都府人権相談窓口	人権に関わる相談窓口周知のためのパンフレット	6,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	5月
		大学と連携した短編啓発動画	芸術系大学と連携、学生が短編人権啓発資材の作成を通じて人権について考える機会を創出	—	・啓発での活用を予定	3月

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
街頭啓発		8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)	(1) 事業の目的・概要 人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して、府内各地で街頭啓発を実施する。  (2) 内 容 [事業種別] 周知・啓発 [対象者] 一般府民 [実施概要] 啓発物品配布等（年間約140箇所を実施予定） [実施体制] 京都市内：京都人権啓発推進会議構成団体等により実施 府広域振興局管内：各広域振興局ごとに編成した実施組織により実施
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告		5月 (憲法週間)  8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)	(1) 事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権を尊重することの大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。  (2) 内 容 [事業種別] 広報メディア活用 [対象者] 一般府民 [掲載内容] 人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など [掲載紙等] ・ 5月（憲法週間）：京都新聞(15段) ・ 8月（人権強調月間）：京都新聞(15段)、朝日・毎日・読売・産経(5段) ・ 12月（人権週間）：京都新聞(15段)、朝日・毎日・読売・産経(5段)
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告〔人権口コミ情報〕		12月 (人権週間)	(1) 事業の目的・概要 「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、(公財)世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事(全7話)を新聞に連載する。 (2) 内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔掲載内容〕 時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定 〔掲載紙〕 京都新聞 〔段 数〕 各話2段 〔期 間〕 人権週間(12/4~10)を中心に掲載
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕「Voice To You」		4, 5月 7, 8月 10~12月	(1) 事業の目的・概要 主に若者層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送する。 (2) 内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの 〔出演者〕 音楽アーティスト等 〔放送回数〕 31回 〔時間枠〕 午後7時15分~7時20分(毎週木曜日)(予定)
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕 「ほっかほか人権情報」		8月 (人権強調 月間)  ～  12月 (人権週間)	(1) 事業の目的・概要 情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むNPO関係者や学識経験者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。  (2) 内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔放送局〕 KBS京都 〔放送内容〕 人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 〔出演者〕 NPO法人関係者や学識経験者等 〔放送回数〕 3回(予定) 〔時間枠〕 午前9時35分～9時45分(予定)
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都ヒューマンフェスタ2021		11月予定	<p>(1) 事業の目的・概要                      幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、近年顕在化してきている人権課題等テーマを設定し、人権問題に取り組むNPO法人、大学等と連携し、親しみやすい人権啓発総合イベントとして開催する。                      感染症対策として、特設サイトによるオンライン開催と京都テルサにおけるリアル開催イベントをあわせて実施する。</p> <p>(2) 内 容                      〔事業種別〕 イベント開催                      〔対 象 者〕 一般府民                      〔参加者数〕 目標来場者数5,000人 サイト閲覧数20,000回                      〔主 催〕 京都府・京都人権啓発推進会議                      京都人権啓発活動ネットワーク協議会など                      〔会 場〕 京都テルサ（京都市）及び特設サイト                      〔開催時期〕 未定                      〔内 容〕 ・人権啓発イメージソング、子ども・子育て応援ソング等の普及・啓発                      ・講演会、子ども向けイベント                      ・人権関係NPO法人、府民団体等活動紹介（ステージ発表・展示・特設サイトへのコンテンツ掲載等）                      ・大学と連携した展示等（人権啓発資材提案等）                      ・人権啓発パネル展（ハンセン病、子ども、障害者、LGBT、外国人等から検討）                      ・人権相談                      ・人権擁護啓発ポスターコンクール表彰式及び展示 ほか</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権フォーラム		未定	<p>(1) 事業の目的・概要                      人権について正しい知識を発信し、府民の人権擁護意識の高揚を図るため、（公財）世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。                      感染症対策として、特設サイトによるオンライン開催とリアル開催イベントをあわせて実施する。</p> <p>(2) 内 容                      〔事業種別〕 イベント開催                      〔対象者〕 一般府民                      〔開催時期〕 未定                      〔内 容〕 学識経験者による講演、当事者による報告等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	調査・研究成果の活用		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 6～9月	<p>(1) 事業の目的・概要                      小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。</p> <p>(2) 内 容                      〔事業種別〕 コンクール                      〔対象者〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒(約27万人)                      〔募集目標〕 5,000人                      〔表彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作                      〔その他〕 優秀作品を展示するとともに、啓発資材として作品を活用</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民環境部】（人権啓発推進室）

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発指導者養成研修会		7月 8月 (人権強調月間)	<p>(1) 事業の目的・概要 府職員をはじめ、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 府人権啓発指導員・推進員(110名) 市町村管理職相当職員(各1名程度×26市町村) 京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員(各1名程度×11団体)等 〔内 容〕 人権問題に関する識者の講義等 〔講義数・日数〕 講義数：5 日数：3日(予定) 〔会 場〕 京都府内及びWebによる配信(予定)</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	公務員		
推進方策	指導者の養成		
	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会		5月 11月	<p>(1) 事業の目的・概要 人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク(府庁内組織:平成19年2月設置)」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 府(「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関)の担当職員(各1名×18機関) 市町村の人権啓発や相談機関の担当職員(各1名×26市町村) 国機関の担当職員【法務局、人権擁護委員、労働局】(各1名×3機関) 〔内 容〕 相談能力や資質向上と担当職員の交流促進 〔講義数・日数〕 未定(2回実施) 〔会 場〕 京都市内及びWebによる配信(予定)</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	公務員		
推進方策	相談機関連携充実		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権問題法律相談 （京都府人権リーガルレスキュー隊）		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷（新型コロナウイルス感染症に係るものも含む。）、プライバシーの侵害などによる人権問題について、司法的救済を中心に、問題点の整理や解決の方策を弁護士に相談する窓口を設置することで、部落差別や外国籍の方、LGBTの方などへの差別、インターネット上も含む誹謗中傷による人権侵害の防止、被害回復を図るための法律相談を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 相談窓口 〔対象者〕 府民（在勤者、一時滞在者を含む） ○電話相談〔開設時間〕 平日午後（2時間）（月2回） ○面接相談 ※事前予約制 【昼間】〔場 所〕 府庁、宇治、亀岡、舞鶴及び峰山の各総合庁舎 〔開設時間〕 平日午後（半日） （府庁：毎月1回／総合庁舎：月1回（月替わりで各庁舎を巡回）） 【夜間】〔場 所〕 京都弁護士会京都駅前相談センター 〔開設時間〕 平日夜間（2時間半）（毎月1回）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発行政連絡協議会事業		10月 2月	<p>(1) 事業の目的・概要 京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局（事務局）、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成）の一員として、府内企業（探偵業、結婚相談所含む）を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。</p> <p>(2) 内 容 ◆企業対象人権研修会 〔事業種別〕 他主体との連携（研修会） 〔対 象 者〕 府内企業・事業所（約7,000社）：10月及び2月 探偵業者（約90業者）等：2月のみ 〔会 場〕 京都市内 ◆企業内人権啓発推進員設置勧奨 〔事業種別〕 他主体との連携（周知・啓発） 〔対 象 者〕 府内企業・事業所（約7,000社） 〔内 容〕 府内の事業所に対し、企業内人権啓発推進員の設置勧奨文書の送付等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局（事務局）、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成）に参画して啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 他主体との連携（周知・啓発） 〔対象者〕 一般府民 〔内 容〕 ・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催 ・府民への情報提供（ホームページ開設） ・Jリーグ（京都サンガF.C）と連携した啓発事業 等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
インターネット上の人権侵害等についての啓発		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座（研修会）を開催する。</p> <p>(2) 内 容 ① 〔事業種別〕 他主体との連携（研修会） 〔対象者〕 一般府民（PTA、児童館、各種講座 など） 〔内 容〕 情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など 〔実施方法〕 市町村が実施する各種講座、研修会、イベント等を共同実施（講師派遣等） 〔時期・回数〕 未 定 ② 〔事業種別〕 京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 〔対象者〕 市町村職員 〔内 容〕 インターネット上で行われている人権侵害や差別助長行為等の実態把握や知識の研鑽 〔時期・回数〕 未 定</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校 地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(インターネット)			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 LGBT等性的少数者の人々が、SOGI（性的指向と性自認）を理由に生活の中で抱える困難や生きづらさを解消するため、当事者の困難の状況や可能な取組の研究を行う。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 他主体との連携（研究会） 〔対象者〕 京都人権啓発推進会議構成12団体 〔内 容〕 ・当事者や学識経験者、企業からの報告及び意見交換 ・性的指向と性自認に関する理解促進のための啓発冊子の作成 等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権問題			

事業名		実施時期	概要
頼れる隣保館づくり実践事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 部落差別解消法第4条の規定による市町村における相談体制の充実に向けて重要な役割を担う施設としての隣保館の実情及び災害時の避難所機能など必要とされる支援について現場で共に考え実践する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 伴走型支援 〔対象者〕 隣保館の所在する府内市町 〔内 容〕 地域交流活性化支援事業補助金や隣保館運営等事業費補助金等も活用しながら、隣保館の実情（周辺環境、人的状況等）に応じ必要とされる取組について現場で共に考える伴走型支援を実施</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	公務員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
同和問題(部落差別)			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発活動再委託事業		通年	(1) 事業の目的・概要 市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財政支援を行う。 （国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託） (2) 内 容 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①講演会 ②資料作成 ③放送広告 ④新聞等広告 ⑤研修会 ⑥その他の事業（イベント、啓発物品の作成等） ⑦地域人権啓発活動活性化事業（スポーツ組織や人権啓発ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等） 〔支援措置〕 委託対象経費の10/10
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権問題啓発補助事業		通年	(1) 事業の目的・概要 市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組（研修会事業等）に対する財政支援（市町村の啓発事業に対する府の単独補助）を行う。 (2) 内 容 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他（人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等） 〔補助率〕 1/2
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
地域交流活性化支援事業		通年	(1) 事業の目的・概要 市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援（市町村の事業に対する府の単独補助）を行う。  (2) 内 容 [事業種別] 財政支援 [対象者] 府内市町村（京都市を除く） [対象事業] ①地域交流事業 ②地域力活用事業 ③課題対応支援事業  [補助率] 1/2
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発地域活動事業		8月 (人権強調 月間)	(1) 事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」の時期に、人権の大切さなどを訴えかけるため各広域振興局が庁舎や福祉施設のほっとはあと製品などを活用して啓発事業を実施する。  (2) 内 容 [事業種別] 周知・啓発 [対象者] 一般府民 [内 容] 各広域振興局管内での啓発事業 ・人権啓発標語看板付きプリンター花壇の設置（統一事業） ・市町村のイベント等における資料展示（独自事業） ・福祉施設のほっとはあと製品を活用した啓発物品の作成（独自事業）等
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育資料の作成		3月	(1) 事業の目的・概要 私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成・配布する。 (2) 事業種別 資料作成 (3) 事業の対象者及びその数 府内私立学校教職員 約6,000人 (4) テーマ等 未定 (5) 事業規模 ・数量6,000部 ・配布先府内の私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）
新規・継続等	継続		
担当課(室)	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業		通年	(1) 事業の目的・概要 府民の自主的な学習活動を支援するため、府内で開催する各種講座等の情報の提供を行う。 (2) 事業種別 インターネットによる情報提供 (3) 事業の対象者及びその数 府民 (4) テーマ等 京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等の情報を整理・体系化し、京都府生涯学習・スポーツ情報サイトで広く府民に情報を提供する。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	文化政策室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校 地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育授業（医学部医学科）		4月 ～ 3月 計9回 各回1.5h	(1) 事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2) 事業種別 授業（講義） (3) 事業の対象者及びその数 医学部医学科生（第1学年） 約100名 (4) テーマ等 [科目名] 総合講義（人権教育） (5) 事業規模 [会場] 本学 [参加者] 第1学年全員（必修）
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育授業（医学部看護学科）		4月 ～ 9月 計15回 各回1.5h	(1) 事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2) 事業種別 授業（講義） (3) 事業の対象者及びその数 医学部看護学科生（第1学年） 約90名 (4) テーマ等 [科目名] 人権論 (5) 事業規模 [会場] 本学 [参加者] 第1学年全員（必修）
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

## 令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育授業（府立大学）		前期 4月 ～ 8月  後期 10月 ～ 2月  各期15回 各回1.5h	(1)事業の目的・概要 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2)事業種別 授業（講義） (3)事業の対象者及びその数 学部生 約1,800名 (4)テーマ等 未定 (5)事業規模 [会場] 本学 [参加者] 各期 約100人
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
私立幼稚園人権教育研修		3月	(1)事業の目的・概要 各園教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各園で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。 (2)事業種別 研修会 (3)事業の対象者及びその数 私立幼稚園の設置者、園長、教諭等 (4)テーマ等 未定 (5)事業規模 ・会場 京都私学会館 ・参加者 約100名 (6)その他 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信及びDVD配布での実施とした。令和3年度においても、開催方法については関係団体と協議し検討する。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
私立小・中・高等学校人権教育研修		12月	(1) 事業の目的・概要 各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。 (2) 事業種別 研修会 (3) 事業の対象者及びその数 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等 (4) テーマ等 未定 (5) 事業規模 ・会場 京都私学会館 ・参加者 約50名 (6) その他 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信及びDVD配布での実施とした。令和3年度においても、開催方法については関係団体と協議し検討する。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
私立専修・各種学校人権教育研修		12月	(1) 事業の目的・概要 各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。 (2) 事業種別 研修会 (3) 事業の対象者及びその数 私立専修・各種学校の設置者、校長、教諭等 (4) テーマ等 未定 (5) 事業規模 ・会場 京都私学会館 ・参加者 約50名 (6) その他 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信及びDVD配布での実施とした。令和3年度においても、開催方法については関係団体と協議し検討する。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

## 令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
私立学校人権研修フィールドワーク（全校種対象）		11月	<p>(1) 事業の目的・概要 各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、人権ゆかりの地を現実に訪ねて、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。</p> <p>(2) 事業種別 フィールドワーク</p> <p>(3) 事業の対象者及びその数 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修学校・各種学校の設置者、校長、教諭等</p> <p>(4) テーマ等 同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期解決を図るための多面的な研修</p> <p>(5) 事業規模 ・会場 未定 ・参加者 約30名</p> <p>(6) その他 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の人権研修の配布DVDにおいて、フィールドワーク体験ができる内容とした。令和3年度においても、開催方法については検討する。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
同和問題(部落差別)			

事業名		実施時期	概要
教職員人権啓発研修（府立医科大学）		12月	<p>(1) 事業の目的・概要 人権全般に係る項目、医療に係る項目、各種人権問題（京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）に掲げられている課題）に係る項目を中心とした研修会を実施する。</p> <p>(2) 事業種別 研修会・講演会、講演録作成：各テーマ2回×1.5h</p> <p>(3) 事業の対象者及びその数 教職員 約1,800人</p> <p>(4) テーマ等 人権問題全般、医療と人権、ワークライフバランス、各種人権問題など4種類（具体的なテーマ、講師等は未定）</p> <p>(5) 事業規模 ・会場 本学及び附属北部医療センター ・参加者 約1,800人</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員・医療関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
教職員人権問題研修・学習会（府立大学）		9月 ～ 3月	(1) 事業の目的・概要 府立大学の教職員を対象に、基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する意識の向上を図るため、広く人権問題全般について今日的に重要なテーマに関する研修・学習会を実施する。 (2) 事業種別 研修会など (3) 事業の対象者及びその数 本学教職員 (4) テーマ等 未定（人権委員会、男女共同参画推進委員会、ハラスメント防止委員会等で検討・決定） (5) 事業規模 ・会場 本学 ・参加者 約220人
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
看護師新規採用者人権研修		4月	(1) 事業の目的・概要 医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2) 事業種別 研修会・講演会 (3) 事業の対象者及びその数 新規採用看護師 約90人 (4) テーマ等 「人権問題について」 (5) 事業規模 ・会場 本学 ・参加者 新規採用看護師全員
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

## 令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
研修医オリエンテーション		4月	(1) 事業の目的・概要 医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2) 事業種別 研修会・講演会 (3) 事業の対象者及びその数 令和2年度研修医 約90人 (4) テーマ等 「人権問題について」 (5) 事業規模 ・会場 本学 ・参加者 令和2年度研修医全員
新規・継続等	継続		
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
宗教法人関係者人権問題研修会		9月・11月	(1) 事業の目的・概要 宗教団体あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者に対し、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に資することを目的とする。 (2) 事業種別 研修会 (3) 事業の対象者及びその数 宗教法人関係者 (4) テーマ等 「人権という普遍的文化の構築」という視点から宗教者の果たす役割を考える。 (5) 事業規模 ・会場 9月は南北2会場に分けて、11月は京都市内で全域を対象に開催 ・参加者 200~300名 (6) その他 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信及びDVD配布での実施とした。令和3年度においても、開催方法については関係団体と協議し検討する。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要													
看取りプロジェクト推進事業		通年	<p>超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制を構築する。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看取りについて考える府民意識の醸成（府民講座、出前講座、看取り事例の発信等）</li> <li>・看取りサポート専門人材の養成（医師・看護師・介護支援専門員・介護職員）</li> </ul> <p>【対象】</p> <table border="0"> <tr> <td>看護師</td> <td>全2日研修×1回</td> <td>最終日は看護師・ケアマネ合同研修</td> <td>【目標人数】 50人</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>全3日研修×1回</td> <td></td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>全2日研修×1回</td> <td></td> <td>90人</td> </tr> </table>		看護師	全2日研修×1回	最終日は看護師・ケアマネ合同研修	【目標人数】 50人	介護支援専門員	全3日研修×1回		100人	介護職員	全2日研修×1回		90人
看護師	全2日研修×1回				最終日は看護師・ケアマネ合同研修	【目標人数】 50人										
介護支援専門員	全3日研修×1回					100人										
介護職員	全2日研修×1回					90人										
新規・継続等	継続															
担当課(室)	高齢者支援課															
人権教育・啓発の対象・手法等																
人権教育・啓発の場	地域社会															
	家庭															
特定職業従事者	企業・職場															
	医療関係者															
推進方策	保健福祉関係者															
	指導者の養成															
解決に資する人権問題等																
高齢者																

事業名		実施時期	概要	
高齢者総合相談センターの運営		通年	<p>高齢者及びその家族等が抱える各種の相談、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、社会参加の意欲のある人への活躍の場など、幅広い情報提供を実施</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談対応）</li> <li>・専門相談（法律相談等）</li> <li>・情報提供（高齢者、高齢社会、地域情報等に関する各種情報の収集及び提供）</li> </ul> <p>〔実施法人〕</p> <p>（公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに運営委託</p>	
新規・継続等	継続			
担当課(室)	高齢者支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
推進方策	相談機関連携充実			
解決に資する人権問題等				
高齢者				

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
認知症総合対策事業			<p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る。</p> <p>[内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認知症を正しく理解し適切に対応ができる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成の推進</li> <li>・チームオレンジの設置促進（25年までに全市町村）</li> <li>・「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成</li> <li>・認知症にやさしいモノやサービスの創出の推進</li> <li>・「オレンジロードつなげ隊」による啓発活動の推進</li> </ul> </li> <li>2. 早期発見・早期鑑別診断・早期対応ができる体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センターの設置（8か所）</li> <li>・認知症初期集中支援チームの設置（全市町村）</li> <li>・認知症カフェの設置（全市町村）</li> <li>・認知症リンクワーカーの活動推進</li> </ul> </li> <li>3. とぎれない医療・介護の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポート医の養成</li> <li>・医師、看護師、歯科医師、薬剤師等の認知症対応力向上研修の実施</li> <li>・京都認知症ケアセンターの整備</li> </ul> </li> <li>4. 地域での日常生活や就労、社会参加等の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の見守り・SOSネットワークの充実</li> <li>・認知症の人の意思決定支援研修の実施</li> </ul> </li> <li>5. 家族・介護者等への支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な相談窓口の設置（認知症コールセンター、認知症あんしんサポート相談窓口）</li> </ul> </li> <li>6. 若年性認知症施策の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症コールセンターの設置</li> <li>・産業医や支援者の養成や相談会の開催</li> <li>・若年性認知症支援コーディネーターの設置</li> </ul> </li> </ol>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
	家庭		
	企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者		
	保健福祉関係者		
推進方策	指導者の養成		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
高齢者の権利擁護の推進		通年	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に関する実態調査による状況分析</li> <li>・高齢者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、高齢者の権利擁護を図る。</li> <li>・虐待防止体制を強化するため、市町村職員、サービス事業者等への研修等を実施する。</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

事業名		実施時期	概要
障害者の権利擁護の推進		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に関する実態調査による状況分析</li> <li>・障害者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、障害者の権利擁護を図る</li> <li>・虐待防止体制を強化するため、市町村職員、障害福祉サービス事業者等への研修等を実施する。</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費)		事業ごと	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施  [内 容] ・発達障害者支援センター「はばたき」の設置 (個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供) ・発達障害者圏域支援センターの設置(府内6ヶ所 通年) (相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議) ・発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施 (京都タワー等ライトアップ、関係団体と連結したイベントの実施) 等
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費)		事業ごと	発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助、人材育成、診療体制拡充  [内 容] ・発達障害者支援センター「こども相談室」での相談支援 ・発達障害児に対する療育(SST・ペアトレなど)を実施(市町村補助) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的チェック・相談) ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 ・こども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	医療関係者		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	<p>「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者への合理的配慮の理解促進を図るため、企業・団体等に対する出張講座等の開催</li> <li>・ ヘルプマークの普及啓発活動</li> <li>・ 「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月） （スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー） ＜場所：府立丹波自然運動公園（京丹波町）＞</li> <li>・ 「障害者週間」啓発活動促進事業（12月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール）</li> <li>・ 障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） （「きょうと障害者文化芸術推進機構」の運営、「共生の芸術祭」の開催等）</li> <li>・ 全国車いす駅伝競走大会（3月） （全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝） 等</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

事業名		実施時期	概要
聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進事業		事業ごと	<p>「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等の実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話やコミュニケーション教室等の実施</li> <li>・ 「聞こえのサポーター」の養成</li> <li>・ 府主催イベント等における手話や要約筆記の実施</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
精神障害者家族支援強化事業		通年	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう以下の取組を実施  〔内 容〕 ・精神障害者の家族支援 （精神障害者を支える家族への訪問支援、家族や府民向け研修・啓発講習会） ・精神科病院入院患者の退院後支援 （支援計画を作成し関係機関による退院後支援、アウトリーチ、ピアサポーター活用）
新規・継続等	継続		
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

事業名		実施時期	概要
児童虐待等総合対策事業 (オレンジリボンキャンペーン)		11月	11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施。  〔内 容〕 ・府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発等
新規・継続等	継続		
担当課(室)	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業		通年	<p>行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等）をワンストップで提供することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>〔内 容〕<span style="float: right;">サ ラ</span>  <b>京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）による相談支援対応</b>          心身共に大きなダメージを受けた被害者に寄り添い、被害直後から心身のケアを行う。</p> <p><b>性被害者に対する相談・支援ネットワークの強化</b>          関係機関と連携の状況を検証し、医療機関、警察等とのさらなる連携を推進強化</p> <p><b>性暴力被害者の潜在化防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力被害に対する正しい知識の普及啓発</li> <li>・被害が潜在化しないようするための啓発実施</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性、子ども、犯罪被害者等			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
自殺防止総合対策事業		事業ごと	<p>悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、京都府自殺対策推進計画に基づき、若者の自殺予防、自殺未遂者や自死遺族への支援等の自殺対策とともに、コロナ禍における自殺対策を総合的に推進</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生団体等と連携したいのちの日のメッセージ展等の開催</li> <li>・SNS等を活用した支援情報の提供</li> <li>・小中高校生を対象にしたSOSの出し方教育の実施</li> <li>・民間団体等支援人材交流会の開催</li> <li>・職場のメンタルヘルス向上のための研修の実施</li> <li>・ゲートキーパーの養成</li> <li>・京都府自殺ストップセンターによる相談・支援の実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に対応したLINE相談の実施</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
	地域社会		
	家庭		
	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	指導者の養成		
	資料等の整備		
	効果的な手法		
	調査・研究成果の活用		
	相談機関連携充実		
	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(自殺対策)			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ハンセン病問題啓発事業		通年	<p>らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布</li> <li>・ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会（6月頃）（参加者数約30人）</li> <li>・ふるさと墓参等里帰り事業（10月頃）</li> <li>・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更の可能性あり</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・エイズ・HIV感染症・難病等			

事業名		実施時期	概要
エイズに関する普及啓発事業		通年	<p>京都府エイズ予防月間（12月）を中心とした各種啓発活動</p> <p>〔内容〕</p> <p>保健所の出張型予防教育・研修会の開催 （対象者：中学、高校、大学生等、回数：約20回、人数：約4,000人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布</li> <li>・府広報媒体、ロビー展示による啓発</li> <li>・エイズ検査・相談体制の拡充</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更の可能性あり</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・エイズ・HIV感染症・難病等			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者）		7月 11月 1月 2月	<p>健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施</p> <p>〔内 容〕 ・講 演 ・グループ討論等</p> <p>〔対象団体等〕 （公社）京都府栄養士会、（公社）京都府看護協会、（公社）京都府介護支援専門員協議会、京都府食生活改善推進員連絡協議会、（一社）京都府理学療法士会、（一財）京都予防医学センター、京都府赤十字血液センターほか</p> <p>〔日 数〕 2日 〔会 場〕 ルビノ京都堀川等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	健康福祉総務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
生活保護関係職員研修会		7月 11月 1月 2月	<p>府職員だけでなく市町村の職員も対象に、生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、面接相談員や就労支援員、ケースワーカー等を対象とした研修会を実施する。</p> <p>〔主 催〕 京都府 〔会 場〕 京都市内 〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任職員研修：2日×2回（7月・2月） ※対象人員 延べ約60名</li> <li>・ 関係職員研修：1日×1回（11月） ※対象人数 約30名</li> <li>・ 就労支援員会議：1日×1回（1月） ※対象人数 約20名</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
生活保護査察指導員会議		7月 12月 3月	<p>府職員だけでなく各市職員も対象に、生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、幹部職員として指導的な役割を果たすための研修を実施する。</p> <p>〔主催〕 京都府 〔会場〕 京都市内 〔内容〕 講義 〔対象人員〕 約25名</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
民生委員・児童委員協議会代表者研修会		6月～7月	<p>(1) 地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施</p> <p>(2) 研修会</p> <p>(3) 京都府民生児童委員協議会役員、各単位民生児童委員協議会会長 各市民生児童委員協議会正副会長 170名</p> <p>(4) 未定</p> <p>(5) 170名 府内3カ所(北部、中部、南部)</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため状況に応じて講義、資料配付等柔軟に対応して実施。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
民生委員・児童委員人権問題啓発研修会		4月～	<p>(1) 地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を地域(保健所等)ごとに実施</p> <p>(2) 研修会</p> <p>(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員 2, 870名</p> <p>(4) 各地域で協議して決定</p> <p>(5) 2, 870名</p> <p>(6) 新型コロナ感染拡大防止のため研修形態は地域の状況に応じて講義、資料配付等柔軟に対応して実施。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
社会福祉施設長研修会		7月	<p>社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>〔事業種別〕 研修会</p> <p>〔テーマ等〕 社会福祉施設における人権擁護について、専門家を講師に招き講演等実施(府内における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、実施方法については、オンライン研修も含めて検討)</p> <p>〔事業規模〕 対象者：社会福祉施設長等 会 場：京都市内 参加数：約200名</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
社会福祉施設職員等研修		6月～	<p>子ども、高齢者、障害者等と接する機会が多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>[内容] 研修会 [日数] 3日 [会場] 京都市内他</p> <p>[参加数] 113名</p>
新規・継続等	継続(一部新規)		
担当課(室)	地域福祉推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
高齢者			
障害のある方			

事業名		実施時期	概要
京都府認知症介護に係る研修		通年	<p>認知症高齢者を介護する介護職員等（初任者等、実践者、リーダー）に対して、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしと継続性のある支援について学ぶ。</p> <p>また、市町村における地域密着型介護施設の開設者、管理者、計画作成者等に対しても同様な研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組み等を学ぶ。</p> <p>[内容] 講義、現場実習、レポート等 [日数] 講義：1～10日 実地研修：1日、1ヶ月、2ヶ月 [会場] 講義：京都府内 実地研修：介護保険施設等</p> <p>※対象者数：565名（予定）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
保育職員研修事業			<p>家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所等職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>〔内容〕 講義</p> <p>〔日数〕 4日（全体研修、管理者研修等開催区分ごとの延べ日数）</p> <p>〔方法〕 ZOOM等オンラインほか</p> <p>〔対象者数〕 470名</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	こども・青少年総合対策室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

事業名		実施時期	概要
児童虐待等総合対策事業 (市町村児童相談担当職員研修)		通年	<p>児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るための研修を実施</p> <p>〔内容〕 講義等</p> <p>〔日数〕 8日（全体研修の延べ日数）</p> <p>〔会場〕 府家庭支援総合センター</p> <p>〔対象人数〕 各市町村児童相談担当職員（各市町村2名×25市町村）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【健康福祉部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
保健福祉事業従事職員人権研修会		3月頃	<p>保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。</p> <p>〔内容〕研修会            〔テーマ〕障害者・母子・精神疾患・感染症等から選定            〔事業規模〕30名程度            〔対象者〕市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等            ※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更の可能性あり</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
公正採用選考啓発事業		5月	(1) 事業の目的・概要 職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施  (2) 内容 ○府内企業人事担当者等（府内4,500社）対象 ○公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（5月22日／4,000枚） ○公正採用選考推進旬間新聞意見広告（5月22日掲載／京都・読売・産経・毎日・朝日） ○公正採用選考啓発TVスポット（5月22～31日／KBS京都、15秒×25回） ○JIS規格履歴書の配布（随時）
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人材確保推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要																			
京都府企業内人権問題啓発セミナー		5月 8月	(1) 事業の目的・概要 企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人権担当者を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催 (2) 内 容 ○事業種別 研修会の開催（講演または取組事例発表） ○テーマ等 <講 演> テーマ「企業と同和問題のあり方について」（仮題） 講 師（公財）世界人権問題研究センター研究員等 <事例発表> 府内企業における公正採用選考の取り組み（府内企業の人事担当者等） 高等学校における取り組み（府教委、府立高等学校進路指導担当者等） ○事業規模 公正採用選考推進旬間期間（5月22～31日）を中心に4回開催 欠席企業を対象に8月に2回開催 ○対象者およびその数 府内企業人事担当者等																			
新規・継続等	継続																					
担当課(室)	人材確保推進室																					
人権教育・啓発の対象・手法等																						
人権教育・啓発の場	企業・職場																					
特定職業従事者																						
推進方策	国・市町村・民間との連携																					
解決に資する人権問題等																						
人権全般		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>開催回数</th> <th>開催場所</th> <th>開催時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南 部</td> <td>1</td> <td>宇治市</td> <td>5月21日</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>2</td> <td>京都市内</td> <td>5月24・26日</td> </tr> <tr> <td>北 部</td> <td>1</td> <td>福知山以北</td> <td>5月25日</td> </tr> <tr> <td>欠席対象</td> <td>2</td> <td>京都市内 福知山以北</td> <td>8月26日 8月27日</td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	開催回数	開催場所	開催時期	南 部	1	宇治市	5月21日	中 部	2	京都市内	5月24・26日	北 部	1	福知山以北	5月25日	欠席対象	2	京都市内 福知山以北	8月26日 8月27日
対象地域	開催回数	開催場所	開催時期																			
南 部	1	宇治市	5月21日																			
中 部	2	京都市内	5月24・26日																			
北 部	1	福知山以北	5月25日																			
欠席対象	2	京都市内 福知山以北	8月26日 8月27日																			

【商工労働観光部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
企業・職場人権啓発推進事業		9月 ～ 2月	(1) 事業の目的・概要 企業の代表者及び商工業関係団体役職員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る。 (2) 事業種別 講演会等の実施 (3) 事業の対象者及びその数等 府内企業の代表者及び商工業団体役職員等（約500人・約400社（目標）） (4) テーマ等 あらゆる人権問題解決のためのテーマを設定の上、検討する。 (5) 事業規模 目標参加者数：約500人・約400社、府内4会場（京都・南丹、山城、中丹、丹後） (6) その他 新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、オンライン開催の可能性あり。
新規・継続等	継続		
担当課(室)	中小企業総合支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権研修		11月 ～ 2月	(1) 事業の目的・概要 府が造成した工業団地（長田野・アネックス京都三和・綾部）に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。 (2) 事業種別 講演会等の実施 (3) 事業の対象者 長田野工業団地、アネックス京都三和及び綾部工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等（70社対象） (4) テーマ等 あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討して設定する
新規・継続等	継続		
担当課(室)	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
シルバー人材センター人権研修		未定	(1) 事業の目的・概要 シルバー人材センターの職員及び会員に対し、差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る  (2) 内容 ○事業種別 講演会の実施 ○対象者等 対象者：府内全シルバー人材センター（22団体）の職員及び会員 会場：府内5会場（京都、山城、南丹、中丹、丹後） ○テーマ等 同和問題（部落差別）
新規・継続等	新規		
担当課(室)	人材確保・労働政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
同和問題(部落差別)			

事業名		実施時期	概要
労働相談事業		通年	(1) 事業の目的・概要 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、電話・来所・メール・WEBによる無料相談を実施する。 【場所等】京都府労働相談所（京都テルサ内） ＊フリーダイヤル（京都府内限定）も利用可  (2) 内 容 ○労働相談 ・月～金曜日9:00～13:00 14:00～17:00 ○社会保険労務士による労働相談 ・月～金曜日17:00～21:00 ・土曜日9:00～13:00 14:00～17:00 ○弁護士による労働相談 ・毎月第3木曜日（要事前予約） ○産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談 ・毎月第2水曜日（要事前予約） ○ブラックバイト相談窓口も併設 （いずれも祝日・年末年始除く）
新規・継続等	継続		
担当課(室)	人材確保・労働政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(職場環境)			

【商工労働観光部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象として、各工業センター等が実施する研修に対して補助金を交付する。</p> <p>(2) 事業種別 講演会、研修会等の実施、人権啓発ビデオの購入</p> <p>(3) 補助対象団体 一般社団法人長田野工業センター 一般社団法人綾部工業団地振興センター</p> <p>(4) テーマ等 あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討して設定する</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【農林水産部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体職員人権啓発研修		4～3月	<p>農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施する。</p> <p>〔内容〕 毎年1回、北部会場と南部会場の2会場で研修会の実施 テーマ：未定 講師：未定</p> <p>〔対象者〕 京都府内の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の農林漁業関係団体職員及び府職員 人権教育・啓発の場企業・職場（対象者数）関係団体役職員約4,600名</p> <p>〔会場〕 北部会場及び南部会場 参加者数：約400名</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	農政課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
農村女性育成事業（直営） 京の農林女子パワーアップ支援事業（委託）		4～3月	<p>農村における男女共同参画の推進や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組を支援する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた京の農業応援隊による個別支援を推進</li> <li>・ 農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催</li> <li>・ 農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催</li> </ul> <p>〔対象者〕 農業に従事する女性（約14,000人）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	農産課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【農林水産部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体役職員人権啓発研修費補助		4～3月	京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助  [内 容] 研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助 テーマ等：未定 [対象者] 京都府農業協同組合中央会 京都府漁業協同組合 京都府森林組合連合会
新規・継続等	継続		
担当課(室)	農政課、水産課、林業振興課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【建設交通部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
建設業人権啓発研修		10~11月	<p>1 事業の目的・概要 府内の建設企業等を対象に人権への理解を深めることで人権問題の解決に資することを目的とする。</p> <p>2 内容            ○事業種別 研修会及び啓発ビデオ上映            ○対象者及びその数 府内所在の建設企業（府内約1万社対象）            ○テーマ等 テーマ及び講師は未定            ○事業規模 目標参加者数 各会場100名            会場 南部会場…山城南土木事務所管内（予定）            北部会場…丹後土木事務所管内（予定）            参加者数 南部会場…62名 北部会場…75名（R1実績）（R2中止）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	指導検査課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

## 令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
宅地建物取引業者人権啓発		通年	<p>1 事業の目的・概要</p> <p>宅地建物取引業者が住生活の向上に寄与する重要な社会的責務を担っていることを踏まえて、業界団体研修会等の機会を捉え、さらには団体において指導的立場にある役員等を対象にした人権研修会を団体と連携して開催し、宅建業者を対象として実施した「第2回人権問題アンケート調査結果」や「土地調査問題」等を具体事例として、人権問題への配慮についての指導・啓発を行う。</p> <p>宅地建物取引士の法定講習については、講習実施団体に対し、人権啓発を含む「宅地建物取引士の使命と役割」に関する内容を適切に実施するよう府から助言・指導を行ない、受講対象の全宅地建物取引士への指導・啓発を行う。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) (公社) 京都府宅地建物取引業協会の会員研修会 (通年、各支部毎に開催) 対象者・・・会員である宅建業者 (約2,350社)</p> <p>(2) (公社) 全日本不動産協会京都府本部の会員研修会 (通年、年4回程度開催) 対象者・・・会員である宅建業者 (約800社)</p> <p>(3) 京都府と業界2団体による合同人権研修会 (年1回開催) 対象者・・・業界2団体の本部・支部役員等 (約100人)</p> <p>(4) 宅地建物取引士の法定講習会 (毎月開催 (R3年度…全20回予定)) 対象者・・・京都府登録の宅地建物取引士 (約1.1万人)</p> <p>3 その他</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合型研修を基本としつつも、必要に応じてWeb研修等で実施する。</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	建築指導課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要																	
子どもの未来を守る事業		通 年	<p>1 目的 京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進する。</p> <p>2 内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都式「学力向上教育サポーター」事業</td> <td>・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士」等を派遣</td> </tr> <tr> <td>小学生個別補充学習実施事業</td> <td>学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまづきを解消するため、個別補充学習を実施</td> </tr> <tr> <td>府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業</td> <td>府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施</td> </tr> <tr> <td>幼児教育の質向上・課題解決事業</td> <td>幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育アドバイザーの配置等を実施</td> </tr> <tr> <td>地域未来塾</td> <td>学習が遅れがちな中学生等を対象に、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援</td> </tr> <tr> <td>フリースクール連携推進事業</td> <td>府認定フリースクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成</td> </tr> <tr> <td>家庭教育アドバイザーの配置</td> <td>「子育て世代包括支援センター」等と連携し、子育て等に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	内 容	京都式「学力向上教育サポーター」事業	・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士」等を派遣	小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまづきを解消するため、個別補充学習を実施	府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施	幼児教育の質向上・課題解決事業	幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育アドバイザーの配置等を実施	地域未来塾	学習が遅れがちな中学生等を対象に、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援	フリースクール連携推進事業	府認定フリースクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成	家庭教育アドバイザーの配置	「子育て世代包括支援センター」等と連携し、子育て等に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施
事 項	内 容																			
京都式「学力向上教育サポーター」事業	・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士」等を派遣																			
小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまづきを解消するため、個別補充学習を実施																			
府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施																			
幼児教育の質向上・課題解決事業	幼児教育の質の向上や円滑な幼小接続を推進するため、幼児教育アドバイザーの配置等を実施																			
地域未来塾	学習が遅れがちな中学生等を対象に、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援																			
フリースクール連携推進事業	府認定フリースクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成																			
家庭教育アドバイザーの配置	「子育て世代包括支援センター」等と連携し、子育て等に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施																			
新規・継続等	継続																			
担当課(室)	学校教育課、高校教育課、社会教育課																			
人権教育・啓発の対象・手法等																				
人権教育・啓発の場	学校																			
	地域社会																			
	家庭																			
特定職業従事者																				
推進方策																				
解決に資する人権問題等																				
子ども																				

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要																																	
いじめ防止・不登校支援等総合推進事業		通 年	1 目 的 いじめ、不登校、問題行動などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制の充実を図る。																																	
新規・継続等	継続		2 内 容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○未然防止から早期解消に向けて</td> </tr> <tr> <td>いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣</td> <td>専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期発見・相談体制</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラーの配置・派遣</td> <td>臨床心理士による児童生徒・保護者へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション</td> </tr> <tr> <td>SNSを活用した相談体制の構築</td> <td>公立・私立の中学生・高校生対象に京都市と協働で実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期解決に向けた対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ早期対応緊急指導教員の配置</td> <td>いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○重大事案への対応</td> </tr> <tr> <td>学校問題対策チームの設置</td> <td>いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ危機管理チームの派遣</td> <td>深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○組織の設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ対応のための付属機関等の設置</td> <td>いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○不登校対策の充実</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒支援拠点整備事業</td> <td>市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充</td> </tr> <tr> <td>ふれあい宿泊学習の実施</td> <td>不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	内 容	○未然防止から早期解消に向けて		いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施	○早期発見・相談体制		スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション	SNSを活用した相談体制の構築	公立・私立の中学生・高校生対象に京都市と協働で実施	○早期解決に向けた対応		いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化	○重大事案への対応		学校問題対策チームの設置	いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置	いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣	○組織の設置		いじめ対応のための付属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置	○不登校対策の充実		不登校児童生徒支援拠点整備事業	市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充	ふれあい宿泊学習の実施	不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等
事 項	内 容																																			
○未然防止から早期解消に向けて																																				
いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施																																			
○早期発見・相談体制																																				
スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション																																			
SNSを活用した相談体制の構築	公立・私立の中学生・高校生対象に京都市と協働で実施																																			
○早期解決に向けた対応																																				
いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化																																			
○重大事案への対応																																				
学校問題対策チームの設置	いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置																																			
いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣																																			
○組織の設置																																				
いじめ対応のための付属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置																																			
○不登校対策の充実																																				
不登校児童生徒支援拠点整備事業	市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充																																			
ふれあい宿泊学習の実施	不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等																																			
担当課(室)	学校教育課、高校教育課、社会教育課																																			
人権教育・啓発の対象・手法等																																				
人権教育・啓発の場	学校																																			
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員																																			
推進方策																																				
解決に資する人権問題等																																				
子ども																																				

【教 育 庁】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育資料作成 (人権学習実践事例集〈中学校編Ⅱ〉)		通 年	<p>平成28年度から3か年計画で作成してきた「人権学習資料集」(新版)をより効果的に活用することにより、各校の人権学習を充実させるため、「人権学習実践事例集〈中学校編Ⅱ〉」を作成する。</p> <p>〔内 容〕 「人権学習資料集〈中学校編Ⅱ〉」を活用した効果的な人権学習のカリキュラムをまとめて紹介</p> <p>〔数 量〕 7, 000部</p> <p>〔配布先〕 京都府内の公立小・中・義務教育学校・府立学校・市町(組合)教育委員会等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育資料作成 (人権教育進路保障資料)		通 年	<p>経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布する。</p> <p>〔内 容〕 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧</p> <p>〔数 量〕 22, 200部</p> <p>〔配布先〕 京都府内の小・中・義務教育学校・府立学校・市町村・保育所・幼稚園・保健所等相談機関等</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等 学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
消費者被害の未然防止		通 年	<p>令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、消費者被害の拡大が予想されることから、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に基づき、学校教育の中で全ての高校生に消費者教育を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者庁作成教材「社会への扉」等を活用し、府内全ての高等学校等で成年年齢引き下げに対応する消費者教育を実施</li> <li>○ 京都府版消費者教育教材を作成し、高等学校等における消費者教育の事業事例を府内高等学校に紹介・普及</li> <li>○ 教員対象に消費者庁作成教材「社会への扉」活用方法等に関する研修会を開催</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	高校教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育研究推進事業 (人権教育研究指定校事業)		通 年	<p>人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <p>文部科学省指定(国)</p> <p>〔指定校〕 京都府立東稜高等学校(令和2、3年度)</p> <p>〔研究主題〕 「人権感覚を身に付けて、真の自己実現にTRY」</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権教育研究推進事業 (人権教育総合推進地域事業)			<p>学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図り、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <p>文部科学省指定（国）</p> <p>〔推進地域〕 八幡市（令和3年度）</p> <p>〔研究主題〕 多様性を認め合い、共に高め合う子どもを育てる学校・家庭・地域づくりを目指して</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校 地域社会		
特定職業従事者			
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概 要
人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備）		通 年	<p>学校、地域社会、企業・職場等あらゆる場面で、生涯の各時期に応じて人権について学ぶことができるよう、視聴覚教材を整備する。</p> <p>〔対象者〕 府民（約260万人）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
森と小川の教室推進事業		6～8月	<p>障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施する。</p> <p>〔内 容〕                      キャンプ及び自然体験活動、スタッフ研修会、親子説明会、体験発表会等                      ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて開催（検温、手指消毒、マスク着用、3密を避ける等）</p> <p>〔対象者〕                      府内の小学4年生～中学生、特別支援学校小学部4年生～中学部までの児童生徒約20名（キャンプ定員）（障害のある子どもの割合は約1／2）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども			
障害のある方			

## 令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
トータルアドバイスセンター設置事業		通 年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施する。</p> <p>〔内 容〕 教育相談 対象者：京都府立学校または府内（京都市を除く。）の市町（組合）立学校、幼稚園等に通う幼児児童生徒やその保護者、学校教育関係者</p> <p>〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談：毎日 24時間対応 メール相談：毎日 24時間受付 来所教育相談：毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談：月1回程度（各教育局等）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課、社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等		
	学校		
	家庭		
特定職業従事者			
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要																			
教職員研修事業		通 年	<p>人権教育の基本的取組事項と重点的取組事項を理解し、教職員自らのステージに応じた実践ができるよう、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権教育に係る実践的指導力の向上を図ることを目的とした研修を行う。</p> <p>[内 容] ○京都府総合教育センター等における研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修区分</th> <th>対象者</th> <th>研修内容</th> <th>講師</th> <th>研修方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本研修 (教職経験年数別研修)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者・新規採用者 約500人</li> <li>・中堅教諭等 資質向上研修対象者 約420人</li> <li>・講師 約200人</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育に係る知識及び技能</li> <li>・人権問題の現状と課題</li> <li>・人権学習資料集の活用等</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター職員</li> <li>・人権教育室指導主事</li> <li>・各教育局指導主事</li> <li>・府内教職員</li> <li>・学識経験者</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義</li> <li>・実践発表</li> <li>・研究協議</li> <li>・演習</li> </ul>                     (リモート開催含む)                 </td> </tr> <tr> <td>専門研修 (領域等・職能別研修等)</td> <td>                     教職員 約260人                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育に係る知識及び技能</li> <li>・人権問題の現状と課題</li> <li>・人権学習資料集及び人権教育指導者ハンドブックの活用等</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					研修区分	対象者	研修内容	講師	研修方法等	基本研修 (教職経験年数別研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者・新規採用者 約500人</li> <li>・中堅教諭等 資質向上研修対象者 約420人</li> <li>・講師 約200人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育に係る知識及び技能</li> <li>・人権問題の現状と課題</li> <li>・人権学習資料集の活用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター職員</li> <li>・人権教育室指導主事</li> <li>・各教育局指導主事</li> <li>・府内教職員</li> <li>・学識経験者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義</li> <li>・実践発表</li> <li>・研究協議</li> <li>・演習</li> </ul> (リモート開催含む)	専門研修 (領域等・職能別研修等)	教職員 約260人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育に係る知識及び技能</li> <li>・人権問題の現状と課題</li> <li>・人権学習資料集及び人権教育指導者ハンドブックの活用等</li> </ul>		
研修区分	対象者		研修内容	講師	研修方法等																	
基本研修 (教職経験年数別研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者・新規採用者 約500人</li> <li>・中堅教諭等 資質向上研修対象者 約420人</li> <li>・講師 約200人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育に係る知識及び技能</li> <li>・人権問題の現状と課題</li> <li>・人権学習資料集の活用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター職員</li> <li>・人権教育室指導主事</li> <li>・各教育局指導主事</li> <li>・府内教職員</li> <li>・学識経験者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義</li> <li>・実践発表</li> <li>・研究協議</li> <li>・演習</li> </ul> (リモート開催含む)																	
専門研修 (領域等・職能別研修等)	教職員 約260人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育に係る知識及び技能</li> <li>・人権問題の現状と課題</li> <li>・人権学習資料集及び人権教育指導者ハンドブックの活用等</li> </ul>																			
新規・継続等	継続																					
担当課(室)	学校教育課																					
人権教育・啓発の対象・手法等																						
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等 学校																					
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員																					
推進方策	指導者の養成																					
	資料等の整備																					
	効果的な手法																					
解決に資する人権問題等																						
人権全般																						
		<p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて開催（検温、手指消毒、マスク着用、3密を避ける等）</p>																				

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
教職員研修事業		通 年	<p>○学校における人権研修            対 象 者：教職員            研修内容：年間研修計画に基づき計画的・系統的に実施            ・人権教育を推進していくための認識の深化を目指した研修            ・体罰根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた研修            ・人権学習の教材及び指導方法に関わる研修            ・様々な人権問題の現状と課題を理解するための研修            ・保護者啓発を兼ねたPTAとの合同研修 等            研修方法：講義、講演、研究協議、ワークショップ、フィールドワーク</p> <p>○京都教育大学への派遣研修            対 象 者：教職員            研修内容：人権教育に関する専門的知識及び技能を修得するための研修</p> <p>○独立行政法人教職員支援機構での研修            対 象 者：教職員            研修内容：人権教育に関する国内外の動向や、人権教育に関する効果的な指導方法等に関わる研修</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	学校教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等 学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	指導者の養成		
	資料等の整備		
	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権教育推進事業（人権教育指導者研修会）		8月 11月	<p>社会状況の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題についての理解と認識を深め、地域の実情に応じた人権教育を推進するために、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る研修会を2回実施する。</p> <p>〔対象者〕 社会教育主事、社会教育指導員、社会教育施設関係職員、社会教育関係者、学校教育関係者、社会教育関係団体員、その他（人権教育の指導・啓発を担当する関係者等） 約80名（参加人数）</p> <p>〔研修内容〕 ・ 様々な人権問題の現状と課題 ・ 参加型学習を取り入れた学習内容や方法の工夫改善 等</p> <p>〔講 師〕 ・ 社会教育課社会教育主事、府内の教職員、学識経験者、行政関係者 他</p> <p>〔研修方法等〕 ・ 講義、講演（リモート開催等含む） ・ 演習（参加型学習を取り入れた学習内容の工夫・改善） ・ 実践報告・実践交流 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて開催（検温、手指消毒、マスク着用、3密を避ける等）</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権教育推進事業（人権教育（教育局別）行政担当者等研究協議会）		通 年	<p>各教育局において、人権教育指導者研修会等の内容も踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施する。</p> <p>〔対象者〕 各市町村社会教育・人権教育行政担当者、学校教育関係者、人権教育推進協議会指導者等</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する課題解決の方策についての研究協議</li> <li>・管内市町村の人権に関する取組状況等の情報交換</li> <li>・人権教育に関する研修会</li> <li>・フィールドワーク 等</li> </ul> <p>〔実施回数〕 各教育局毎3回程度</p> <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育指導者研修会の内容を踏まえ、各地域での人権問題についての課題に対応した人権教育の充実方策について考える機会としている。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて開催（検温、手指消毒、マスク着用、3密を避ける等）</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【警察本部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
職務倫理教養		通年	1 事業の目的・概要 全ての職員を対象に、各所属において人権に配慮した警察活動の推進を図るため人権に関する研修会、講演、グループ討議等を実施 2 事業種別 研修会、講習会、警察学校における任用科・専科教養等 3 対象者 全警察職員 4 テーマ 人権に配慮した警察活動 5 方法 講義、講演、グループ討議、体験学習、資料配布配布等
新規・継続等	継続		
担当課(室)	教養課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
採用時における人権教育		通年	1 事業の目的・概要 新規採用された職員を対象に、社会人として必要な人権に対する認識の浸透を図るため、様々な人権問題に関する講義、高齢者疑似体験、社会福祉施設の見学等を実施 2 事業種別 警察学校における初任科教養 3 対象者(人数) 新規採用の警察職員(約300人) 4 テーマ等 【講義】 ・ 男女共同参画社会、女性差別、児童の権利に関する問題への理解 ・ バリアフリー社会、多文化共生、内部障害、同和に関する問題への理解 ・ 認知症高齢者に対する理解 【体験型学習】 ・ 高齢者疑似体験等を通じた社会的弱者に対する理解の醸成 【社会見学】 ・ 社会福祉施設への見学を通じた障害者や高齢者等に対する理解の醸成
新規・継続等	継続		
担当課(室)	警察学校		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【警察本部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
聞こえのサポーター養成講習会		未定 年2回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的・概要 幹部職員等を対象に、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を図るため、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会職員を講師とした聴覚障害概論、手話実技、難聴体験等に関する講習を実施</li> <li>2 事業種別 講習会</li> <li>3 対象者（人数） 警察職員（約50人）</li> <li>4 内容 聴覚障害概論、手話実技、難聴体験等</li> <li>5 講師 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会職員</li> </ol>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	教養課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
障害のある方			

事業名		実施時期	概要
所属ハラスメント相談員研修会		年2回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的・概要 各所属のハラスメント相談員を対象に、職場におけるハラスメントの潜在化防止等のため、ハラスメント相談受理・報告要領、事例検討等に関する研修を実施</li> <li>2 事業種別 各所属における研修会</li> <li>3 対象者（人数） 各所属の所属ハラスメント相談員（約480人）</li> <li>4 テーマ等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハラスメント相談受理・報告要領</li> <li>・ 事例検討</li> </ul> </li> </ol>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	警務課人事第三係		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(職場環境)			

【警察本部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ブロック別犯罪被害者支援担当者研修会 死傷者多数事案被害者支援担当者研修会		4月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的・概要 本部及び警察署の被害者支援要員を対象に、犯罪被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図るため、具体的な支援要領等に関する研修を実施するもの</li> <li>2 事業種別 研修会</li> <li>3 対象者（人数） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各警察署の犯罪被害者支援担当者（25人）</li> <li>・ 警察本部に所属する被害者支援要員（113人）</li> </ul> </li> <li>4 内容 死傷者多数事案発生時を含む犯罪被害者支援に関する講義</li> <li>5 その他（新型コロナウイルス感染症対策） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2つの研修会の同時開催を検討</li> <li>・ Web会議での実施を検討</li> </ul> </li> </ol>
新規・継続等	継続(一部新規)		
担当課(室)	警務課犯罪被害者支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
被害者支援巡回教養		通年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的・概要 犯罪被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図るため、本部犯罪被害者支援担当者が警察署を巡回し、犯罪被害者等に対する具体的な支援要領等に関する教養を実施</li> <li>2 事業種別 巡回教養（各警察署に講師を派遣）</li> <li>3 対象者 指定被害者支援要員等</li> <li>4 内容 犯罪被害者支援の適切な推進に関する講義</li> </ol>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	警務課犯罪被害者支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【警察本部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
新規性犯罪指定捜査員等研修会		6月	1 事業の目的・概要 新たに性犯罪捜査員として指定された女性警察官を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、被害者支援等に関する研修を実施 2 事業種別 研修会 3 対象者（人数） 新たに性犯罪捜査に従事することとなった女性警察官（約50人） 4 内容 ・ 実務に即した性犯罪捜査要領 ・ 被害者支援に関する講義
新規・継続等	継続		
担当課(室)	捜査第一課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
性犯罪捜査専科		11月	1 事業の目的・概要 警察署の性犯罪捜査員を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、被害者支援、客観的聴取技法等に関する教養（警察学校における5日間の教養）を実施 2 事業種別 警察学校における専科教養 3 対象者（人数） 警察署で性犯罪捜査に従事する捜査員（約25人） 4 内容 ・ 専門的知識・技能を習得するための性犯罪捜査要領 ・ 被害者支援に関する講義 ・ 客観的聴取技法の習得
新規・継続等	継続		
担当課(室)	捜査第一課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【警察本部】

令和3年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応		通年	<p>1 事業の目的 児童虐待、性的搾取、いじめ等から子どもの人権を守る取組みを推進するため、臨床心理士による少年相談及び少年心理分析並びにスクールサポーターによる関係機関、団体等と連携した非行防止教室、立ち直り支援等を実施</p> <p>2 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床心理士による少年相談及び少年心理分析の実施</li> <li>スクールサポーターによる関係機関、団体と連携した非行防止教室や立ち直り支援の実施</li> <li>児童ポルノ事犯を始めとする悪質な福祉犯の効果的な取締りの実施</li> </ul> <p>3 その他（新型コロナウイルス感染症対策） 学校訪問による非行防止教室が実施できない場合、リモートによる方法等を検討</p>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
子ども			

事業名		実施時期	概要
サイバー犯罪被害等防止に関する講演活動		通年	<p>1 事業の目的 府民のネットトラブル対応能力向上のため、京都府警察ネット安心アドバイザーを講師とした講演及びタブレット端末を使用した体験型講座を実施</p> <p>2 事業種別 講演会</p> <p>3 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネットリテラシーの向上やサイバー犯罪被害等の防止 (講師：京都府警察ネット安心アドバイザー)</li> <li>タブレット端末を使用した体験型講座を開催 (講師：京都府警察ネット安心アドバイザー)</li> </ul>
新規・継続等	継続		
担当課(室)	サイバー犯罪対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会情勢の変化(インターネット)			